

下北地域森林計画書

(下北森林計画区)

自 令和 6年4月 1日
計画期間
至 令和16年3月31日

令和 5 年 1 2 月

青 森 県

はじめに（森林計画制度について）

森林計画制度は「森林法」（昭和26年法律第249号）に規定されている制度で、「林産物の需給の安定」と「森林植生による国土の保全」を長期的・広域的な見地から合理的に確保するために、森林と林業に関する政策の基本的方向を明らかにし、森林所有者等の森林施業上の指針及び規範とすることを基本的な考え方としています。

森林計画制度の体系において「地域森林計画」は、森林法第5条第1項の規定に基づき民有林について都道府県知事がたてる10年間の計画で、青森県においては4つの森林計画区（下北、三八上北、東青、津軽）について、各々5年毎に民有林の森林資源に関する調査を行い、その結果を取りまとめて計画をたてています。

この「下北地域森林計画」は地域の特性を踏まえ、国のたてる「森林・林業基本計画」や「全国森林計画」に即し、また本県の森林・林業に関する基本方針となる「青森県森林・林業基本方針」との整合を図り、今後10年間にこの地域の森林をどのような姿に導くべきか、森林整備の目標を定め、目標達成に必要な森林施業及びそのために必要な条件整備等の基本的な事項について、指針や基準として明示しています。

なお、この下北地域森林計画に適合して市町村がたてる「市町村森林整備計画」においては、地域森林計画で示される指針や基準に基づき、森林の有する公益的機能等に応じて区分し、具体的な森林施業の方法を定め、森林所有者等の森林施業実施の規範や「森林経営計画」の認定の根拠となるよう計画することとなっています。

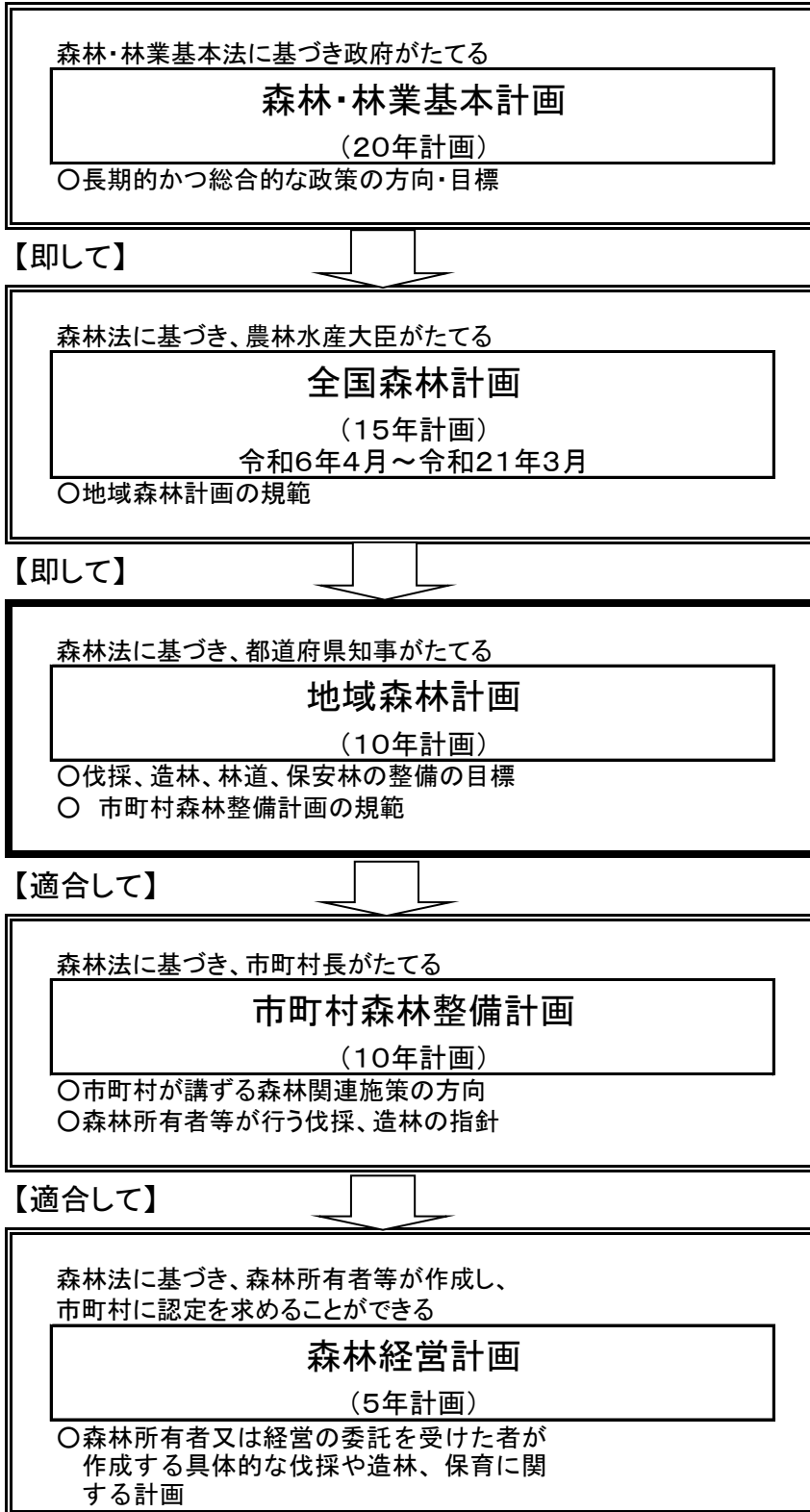
このような体系の中で、各計画が相互に関連を持つことにより、国や県の定める目標の達成に誘導することとなっています。

■下北地域森林計画樹立担当者の職・氏名及び従事した期間

職	氏名	樹立に従事した期間
林政課長	工藤 真治	令和5年 4月～令和5年 12月
課長代理	毛内 聖悟	令和5年 4月～令和5年 12月
総括主幹（森林計画GM）	関口 亨	令和5年 4月～令和5年 12月
主 幹	小田桐 雅人	令和5年 4月～令和5年 12月
技 師	三上 裕大	令和5年 4月～令和5年 12月
技 師	竹山 堯之	令和5年 4月～令和5年 12月
技 師	佐藤 有晟	令和5年 4月～令和5年 12月

森林計画制度の体系

《法律体系に基づく計画》



目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前期計画の実行結果の概要及びその評価	6
3 下北地域森林計画樹立に当たっての基本的考え方	8

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
（1）森林の整備及び保全の目標	10
（2）森林の整備及び保全の基本方針	11
（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2 その他必要な事項	13
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	14
（2）立木の標準伐期齢に関する指針	15
（3）その他必要な事項	15
2 造林に関する事項	
（1）人工造林に関する指針	
ア 人工造林の対象樹種に関する指針	15
イ 人工造林の標準的な方法に関する指針	15
ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針	16
（2）天然更新に関する指針	
ア 天然更新の対象樹種に関する指針	17
イ 天然更新の標準的な方法に関する指針	17
ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針	17
（3）植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針	18
（4）その他必要な事項	18
3 間伐及び保育に関する基本的事項	
（1）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	19
（2）保育の標準的な方法に関する指針	20
（3）その他必要な事項	21
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
（1）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
ア 区域の設定の基準	21
イ 森林施業の方法に関する指針	22

(2) 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針	2 3
ア 区域の設定の基準	2 3
イ 森林施業の方法に関する指針	2 3
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	2 4
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	2 4
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	2 5
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	2 5
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	2 5
(6) その他必要な事項	2 6
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1) 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	2 6
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	2 7
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	2 7
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	2 7
(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	2 8
(6) その他必要な事項	2 8
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2 9
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	3 0
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	3 0
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針	3 0
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	3 1
(3) 治山事業の実施に関する方針	3 1
(4) 特定保安林の整備に関する事項	3 1
(5) その他必要な事項	3 1
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	3 1
(2) その他必要な事項	3 2
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	3 2

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	3 2
(3) 林野火災の予防の方針	3 2
第5 保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	3 3
2 保健機能森林区域内の施業の方法に関する指針	3 3
3 保健機能森林区域内における森林保健施設の整備の指針	3 3
4 その他必要な事項	3 3
第6 計画量等	
1 伐採立木材積	3 4
2 間伐面積	3 5
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	3 5
4 林道の開設又は拡張に関する計画	3 6
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	4 0
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	4 1
(3) 実施すべき治山事業の数量	4 2
6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期	4 2
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他制限林の施業方法	4 3
2 その他必要な事項	5 1

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況

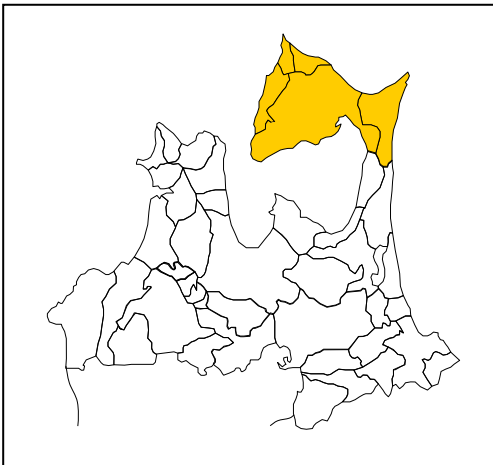
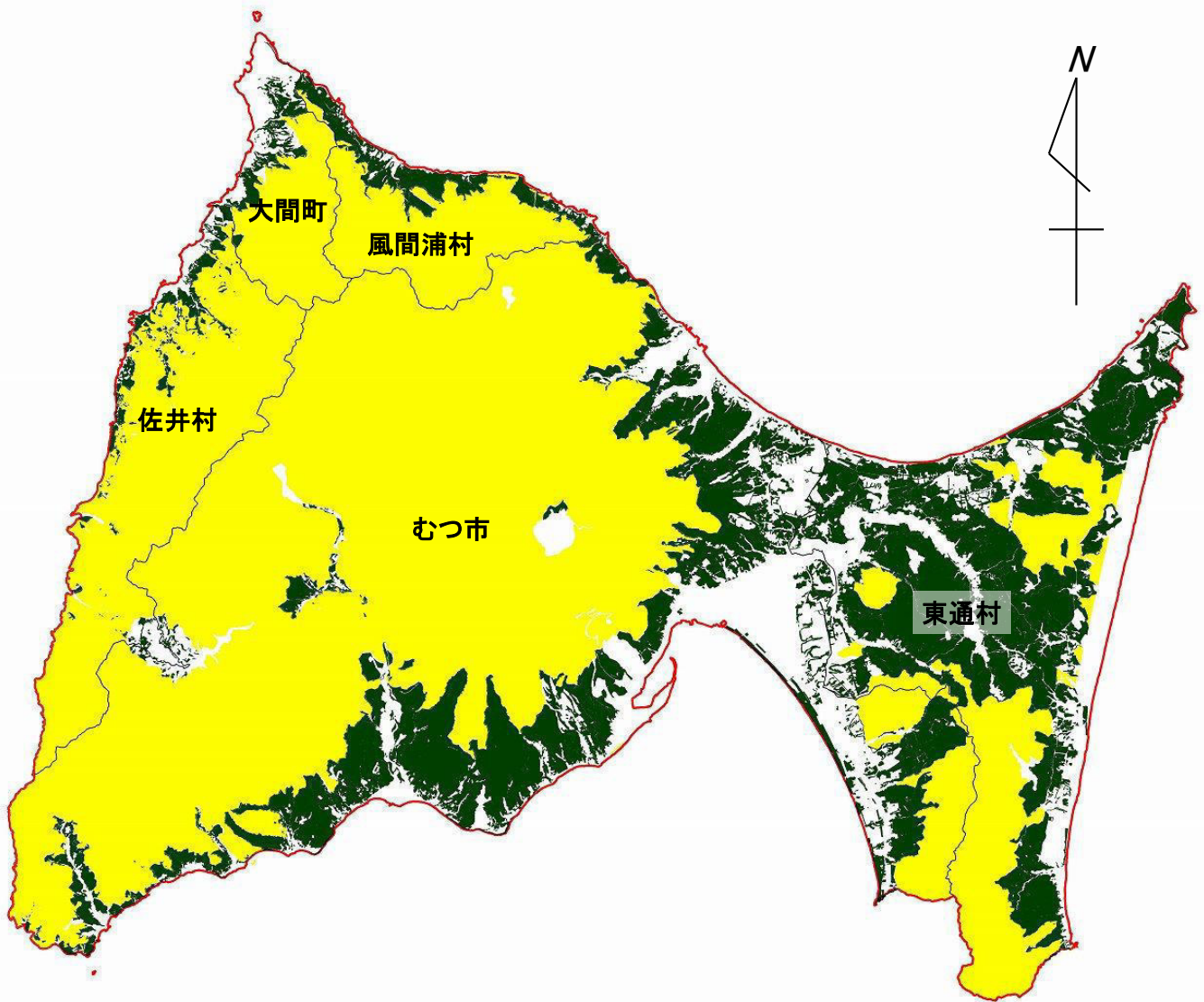
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	5 2
(2) 地況	5 3
(3) 土地利用の現況	5 4
(4) 産業別生産額	5 4
(5) 産業別就業者数	5 4



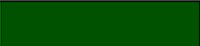

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表	5 5
(2) 制限林普通林別森林資源表	5 6
(3) 市町村別森林資源表	5 7
(4) 所有形態別森林資源表	5 8
(5) 制限林の種類別面積	5 9
(6) 樹種別材積表	6 0
(7) 特定保安林の指定状況	6 0
(8) 荒廃地等の箇所数	6 0
(9) 森林の被害	6 1
(10) 防火線等の整備状況	6 1

3 林業の動向	
(1) 保有山林面積規模別経営体数	6 2
(2) 森林施業計画及び森林経営計画の認定状況	6 2
(3) 経営管理権及び経営管理権実施権の設定状況	6 2
(4) 森林組合及び生産森林組合の現状	6 3
(5) 林業事業体等の現況	6 3
(6) 林業労働力の概況	6 4
(7) 林業機械化の概況	6 5
(8) 作業路網等の整備の概況	6 6
4 前期計画の実行状況	
(1) 伐採立木材積	6 7
(2) 間伐面積	6 7
(3) 人工造林、天然更新別面積	6 7
(4) 林道の開設又は拡張の数量	6 7
(5) 保安施設の数量	6 7
(6) 要整備森林の施業の区分別面積	6 8
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	
(1) 森林より森林以外への異動	6 8
(2) 森林以外より森林への異動	6 8
6 森林資源の推移	
(1) 分期別伐採立木材積等	6 9
(2) 分期別期首資源表	6 9
7 その他	
(1) 持続的伐採可能量	7 0
(2) 用語の説明	7 1

下北森林計画区概況図



凡	例
	計画区界
	市町村界
	民有林
	国有林

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 位置・地形

本計画区は、下北半島に所在するむつ市ほか4町村の地域で、大別すると朝比奈岳(874m)、釜臥山(879m)等から成る恐山火山地、燧岳(781m)を中心とする中部火山地、桑畑山(400m)、片崎山(301m)などの山地や丘陵地を含む東部山地及び縫道石山(626m)等の500～600mの山地を中心に、部分的に海岸段丘が発達している西部山地の4つに区分されます。

主な河川は、田名部川が東部山地から、川内川が恐山火山地から陸奥湾に注ぎ、大畑川が同山地から津軽海峡に注いでいます。

イ 地質・土壌

地質は、半島頭部と頸部に大別され、前者は第四紀火山で、東北地方の脊梁山脈最北端の隆起帯に相当し、後者は、尻屋崎から吹越烏帽子に連なる細長い隆起帯を中心とし、第三期以降継続した浅海堆積物によって覆われています。

半島頭部は、下層から緑色凝灰岩類、黒色硬質頁岩、凝灰岩、安山岩及び集塊岩の順に重なる第三紀層から構成されているほか、恐山、燧岳から噴出した安山岩類とそれに伴った火山碎屑物等から構成されています。また、海岸に接した丘陵・台地には段丘堆積物が発達しています。

土壌は、半島頭部では、褐色森林土が大部分を占め、一部ヒバ林地帯を主にポドゾル化土壌が分布し、半島頸部は黒色土壌で占められています。

ウ 気候

気候は多雨多雪で、年平均気温は10℃前後であり、年間降水量は1,000mm～1,500mmで、特に北西部は冬季を中心に津軽海峡から強い偏西風が吹き込みます。

(2) 社会的経済的背景

ア 土地利用

本計画区の総面積は、14万2千haで、県総土面積96万5千haの約15%を占めています。

土地の利用状況は、森林が11万7千haで83%を占め、次いで畑、田となっています。

イ 人口

本計画区の人口は、令和2年の国勢調査によると、6万8千人で県人口の5.5%を占めていますが、人口は減少傾向にあります。

ウ 地域産業

本計画区の就業人口は、令和2年の国勢調査によれば33,477人で、その産業別割合は、第1次産業9%、第2次産業21%、第3次産業が70%となっており、第2次・

第3次産業の占める割合が比較的高い地域です。

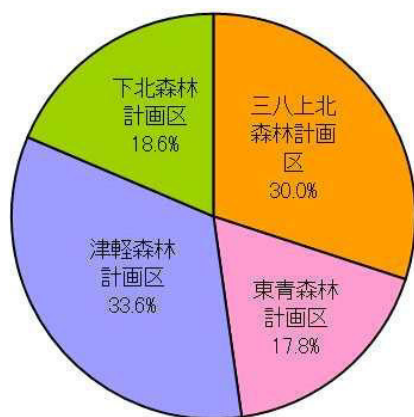
令和2年度における総生産額は、2,095億円で、県全体の5%を占め、産業別の割合は第1次産業3%、第2次産業11%、第3次産業86%となっています。

(3) 森林計画区の位置け

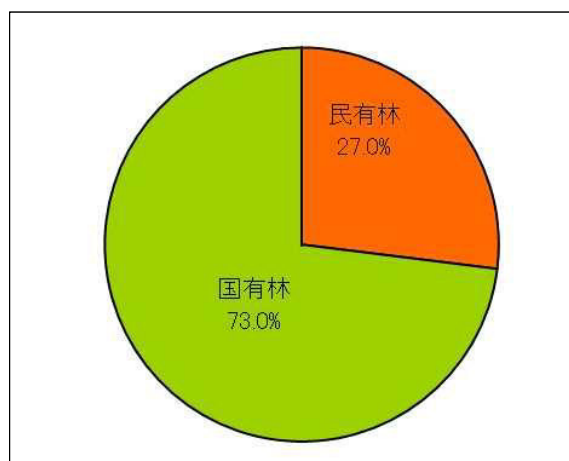
ア 計画区の森林面積

下北森林計画区の森林面積（民国合計）は117,833haで、県内の森林面積の18.6%を占めています。そのうち民有林面積は31,782haと、その27.0%を占めるに過ぎず、民有林の占める割合が非常に少ない地域となっています。

■森林計画区別面積割合(民国合計)



■下北森林計画区の民国別面積割合

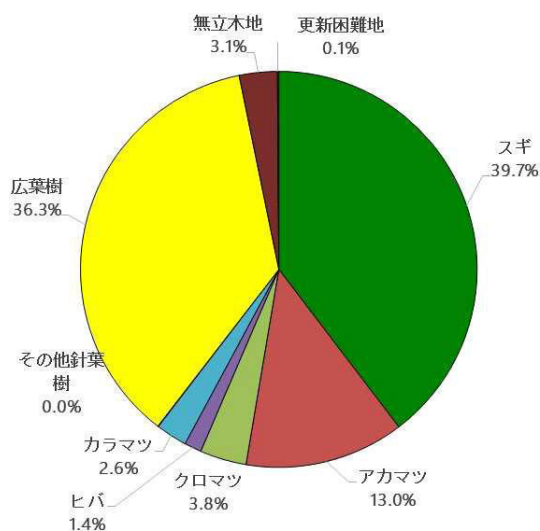


イ 民有林の森林資源

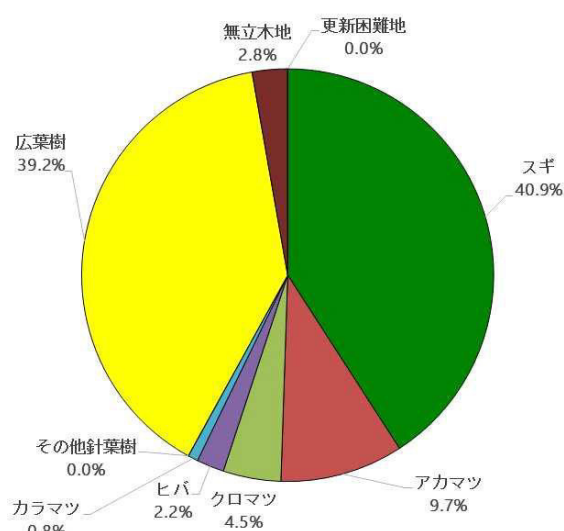
民有林面積31,782haのうち、スギ等の針葉樹が18,441ha（58%）、広葉樹が12,459ha（39%）、無立木地882ha（3%）となっています。

森林蓄積は全体で約721万m³、そのうちスギが約449万m³で62%を占めており、スギ人工林の資源量が充実しています。

■樹種別面積構成(青森県全体)



■樹種別面積構成(下北森林計画区)



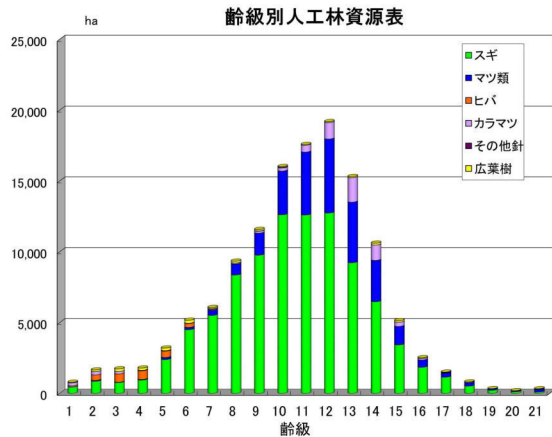
ウ 人工林の齢級構成等

計画区の人工林面積は16,345ha、人工林率は51.4%で県平均54.9%を若干下回っています。

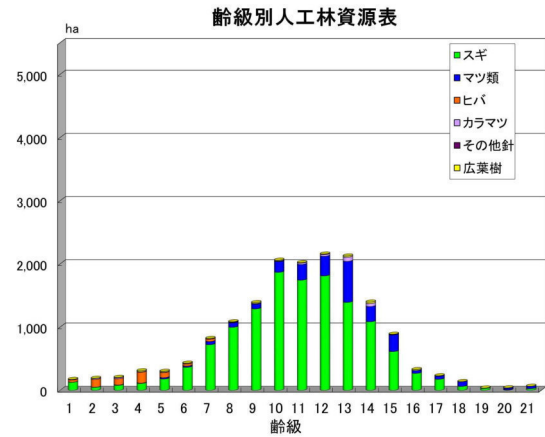
齢級構成を見ると利用期である10～14齢級に大きなピークがあり、高齢級に移行してきています。

なお、近年は郷土樹種のヒバの植栽が盛んに行われており、2～6齢級でのヒバの占める割合が高くなってきています。

■人工林の齢級別資源構成(青森県全体)



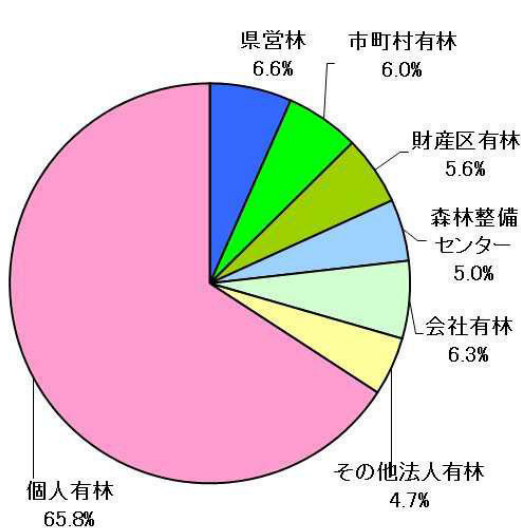
■人工林の齢級別資源構成(下北森林計画区)



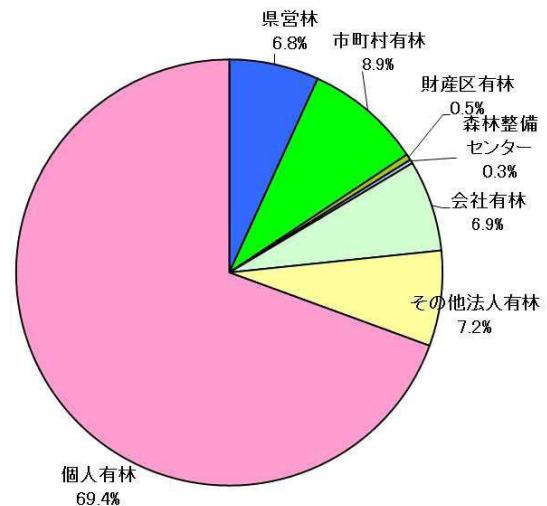
エ 民有林の所有形態

民有林の所有形態は、個人有林が69.4%と最も多い比率を占めています。県全体と比べると財産区有林が少なく、0.5%になっています。

■所有形態別面積構成(青森県全体)



■所有形態別面積構成(下北林計画区)



オ 造林、間伐等の森林整備

年平均約51haの人工造林が行われており、ヒバのほかスギやカラマツの割合が高くなっています。複層林を目的とした樹下植栽についても、ヒバが多くなっています。

また、間伐は年平均約562ha実施しており、県全体の約23%を占めています。

■ 森林整備面積(令和2～4年度までの3ヶ年実績の単年度平均値)

単位：ha

	人 工 造 林											計
	スギ	ヒバ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針	ケヤキ	クリ	ナラ	ブナ	その他広	
下北	38	6	0	0	6	0	0	0	1	0	0	51
県計	262	8	0	2	108	0	1	0	15	0	13	410

単位：ha

	樹 下 植 栽											合 計
	スギ	ヒバ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針	ケヤキ	クリ	ナラ	ブナ	その他広	
下北	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
県計	6	31	0	0	1	0	0	0	0	0	0	37

単位：ha

更新伐	
下北	0
県計	5

単位：ha

間伐	
下北	562
県計	2,429

カ 林道網の整備状況

令和4年度末における林道の現況延長は176kmとなっており、林道密度は5.6m/haで県平均の5.0m/haを上回っています。

キ 森林組合の状況

森林組合は「下北地方」と「東通村」の2組合があり、組合員数は合計1,967人で、組合員所有の森林面積は15,467ha、民有林の49%をカバーしています。

また、生産森林組合は10組合、1,673haの森林を経営しています。

ク 特用林産物の生産量

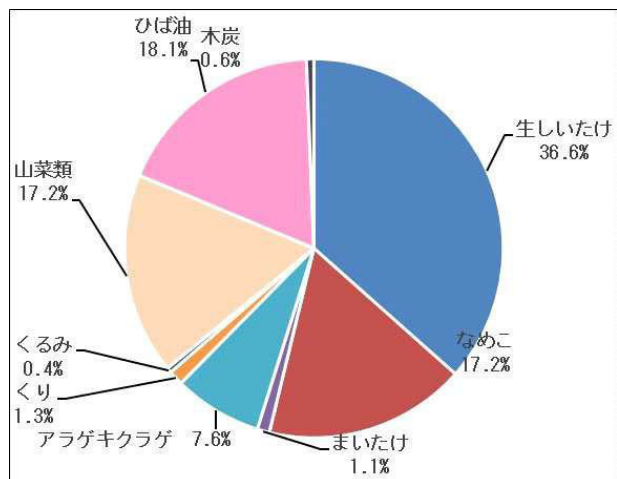
計画区内の特用林産物の生産量は、令和4年次で「生しいたけ」1.3t、「青森きくらげ」1.8t等を生産しており、それぞれ県全体における生産量の0.6%、7.9%となっています。

品 目	単位	青森県	下北	比 率
生しいたけ	t	206.1	1.3	0.6%
乾しいたけ	t	—	—	—
なめこ	t	184.7	0.1	0.1%
えのきたけ	t	—	—	—
まいたけ	t	9.6	—	—
アラゲキクラゲ	t	34.4	1.8	5.2%
(青森きくらげ)	t	22.7	1.8	7.9%
くり	t	10.0	0.4	4.0%
くるみ	t	1.8	—	—
山菜類	t	124.2	2.5	2.0%
ひば油	kℓ	10.8	—	—
木炭	t	22.5	—	—
木酢液	kℓ	1.5	—	—

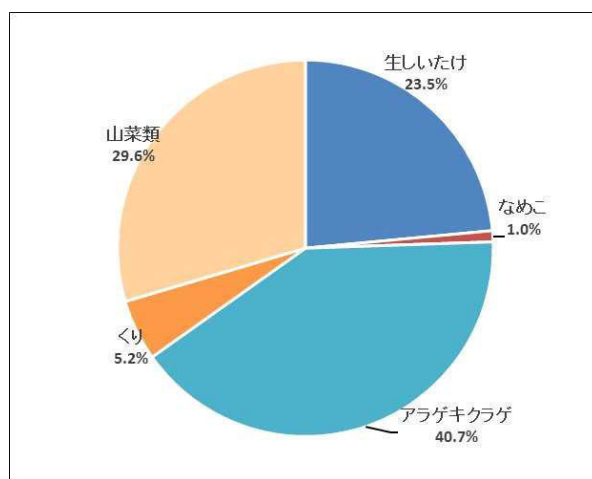
※青森きくらげはアラゲキクラゲの内数

[参考]

■特用林産物の生産額割合(青森県全体)



■特用林産物の生産額割合(下北森林計画区)



2 前期計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積

伐採立木材積

単位 材積 : 1,000m³、実行歩合 : %

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	195	245	440	486	142	628	249.2	58.0	142.7
針 葉 樹	136	245	381	467	142	609	343.4	58.0	159.8
広 葉 樹	59	—	59	19	—	19	32.2	—	32.2

注1 計画欄は、前期計画の前半5か年分に対応する計画量

2 実行欄は、前期計画の前半5か年分の実行量

令和元年度から令和5年度末(見込)までの前期計画(前半5ヶ年分)における主伐と間伐を合わせた伐採立木材積は、計画量440千m³に対して、実行量628千m³、実行率142.7%となりました。このうち、主伐においては、計画量195千m³に対して、実行量486千m³、実行率249.2%となり、間伐については、計画量245千m³に対して、実行量142千m³、実行率58.0%でした。

この要因として、主伐は、人工林資源の充実や、原木需要の増加により、計画を大きく上回ったものと考えられます。一方、間伐は地球温暖化対策等を推進する観点から、高い計画量としたものの、施業の集約化等が進まず計画を下回ったものと考えられます。

(2) 造林面積

人工造林、天然更新別面積

単位 面積 : ha、実行歩合 : %

人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
1,095	240	21.9	687	47	6.8

人工造林は、計画面積1,095haに対して、実行面積240ha、実行率21.9%、天然更新は、計画面積687haに対して、実行面積47ha、実行率6.8%となりました。

この要因として、人工造林については、長期にわたる木材価格の低迷により、森林所有者が伐採収益を造林経費に再投資できなかつたこと等により、計画を下回ったものと考えられます。

また、天然更新については、伐採跡地周辺に種子を供給する森林が少なかったことや、蔓類の繁茂等が障害となり計画を下回ったものと考えられます。

(3) 林道の開設・拡張

林道の開設又は拡張の数量 単位 延長:km、箇所:箇所数、実行歩合:%

区 分		計 画	実 行	実行歩合
開 設	新設延長(km)	30.4	0	0
	改築延長(km)	—	—	—
拡 張	改良箇所(箇所)	45	0	0
	舗装延長(km)	6.1	0	0

林道の開設及び拡張の実行はありませんでした。

この要因として、開設及び拡張ともに、森林の適正な整備を図る上で必要な延長、箇所の計画に対して、事業実施主体である市町村の財政事情による要因や木材価格の長期低迷等による森林所有者の経営意欲の低下等により計画を下回ったものと考えられます。

(4) 保安林面積

保安林の面積 単位 面積:ha、実行歩合:%

区 分	計 画	実 績	実行歩合
総 数 (実 面 積)	4,162	4,161	99.9
水源涵養のための保安林 ^{かん}	518	503	97.1
災害防備のための保安林	3,439	3,453	100.4
保健、風致の保存等のための保安林	464	462	99.5

保安林面積は、前期計画目標累計面積4,162haに対して、実績は4,161ha、達成率99.9%となりました。

この要因として、山地災害等から県民の生命、財産を保全する保安林制度に対する理解が深まり、森林所有者等の協力を得られたことにより高い達成率になったものと考えられます。

(5) 治山事業の数量

治山事業の数量 単位 計画及び実行:箇所数、実行歩合:%

箇 所		
計 画	実 行	実 行 歩 合
12	9	75

治山事業の施行箇所数は、計画12箇所に対して、実行9箇所、実行率75.0%となりました。

この要因として、山地災害等の発生した箇所及び恐れがある地域を中心に計画したものの、緊急性のある箇所を優先的に整備したため施工箇所数が少なくなり計画を下回ったものと考えられます。

3 下北地域森林計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物の供給をはじめ、水源の涵養^{かん}や、山地災害の防止、飛砂防備等の快適環境の形成、健康の維持・増進やレクリエーション、景観や風致など文化的な場の提供、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止への貢献など、様々な働きを通じて県民生活の安定と県経済の発展に寄与しており、その多面的な機能の発揮に対する県民の要請は一層強くなっています。

今回の樹立対象となる下北森林計画区は、これまで積極的に植栽されてきたスギを主体にアカマツ、ヒバ、カラマツの人工林やナラ類をはじめとする天然林がバランス良く構成されています。また、46～70年生程度の面積が最も多くなっているスギは、資源量が充実しており本格的な利用期を迎えています。

こうした中、平成27年度からむつ市の木質燃料用チップ工場や、隣接する計画区にある六戸町の大型木材加工施設が稼働しており、森林所有者への還元や林業事業体の経営安定に寄与している一方で、工場への木材の安定供給が求められています。

また、これら木材需要の高まりに対応して伐採面積が増加する一方で、林業の担い手不足や木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の減退などから、伐採後の再造林が進んでおらず、森林の持つ公益的機能の持続的発揮や森林資源の循環利用を図っていくために、積極的に再造林を進めていくことが必要となっています。

このような状況の下、森林の有する公益的機能の発揮を図りながら森林資源を効率的に循環利用するため、再造林や間伐等の適切な実施、長伐期化や育成複層林への誘導等の森林整備を推進し、森林の質的・量的充実を図るとともに、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全に努めていくことが求められています。

この計画は、以上のような現状や課題を踏まえ、計画区の自然的、社会的条件、これまでの実績や今後の動向等を勘案して、伐採立木材積、造林面積、林道開設量、治山事業等の計画数量等を定めるほか、計画の達成に向けた条件整備等に関する基本的な事項を明らかにするものです。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○下北地域森林計画の対象とする森林面積は次のとおりです。

市 町 村 名		面 積 (ha)	備 考
計 画 区 総 数		31,782	
下北地域県民局 地域農林水産部管内	む つ 市	15,118	
	大 間 町	591	
	東 通 村	13,909	
	風 間 浦 村	1,333	
	佐 井 村	831	

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域の民有林とします。

2 単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合があります。

3 地域森林計画の対象となる民有林（次の①の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の③の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、①～③までの事項の対象となります。

①森林法第10条の2第1項に規定する開発行為の許可

②森林法第10条の7の2第1項に規定する森林の土地の所有者となった旨の届出

③森林法第10条の8第1項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出

4 地域森林計画図の閲覧場所は、青森県農林水産部林政課、下北地域県民局地域農林水産部です。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進することとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能ごとに、その機能の発揮上から望ましい森林の姿を次のとおりとします。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮することとします。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉症対策を加速化するとともに、流水治水とも連携した国土強靱化対策を推進することとします。加えて、森林の状況を適確に把握するための航空レーザー測量等のリモートセンシングや森林GISの効果的な活用を図ることとします。

水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	大気の浄化、騒音、飛砂や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や粉じん等の汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林
生物多様性保全機能	原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、又は自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林

木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、高い成長力を有する森林であって、林道等の生産基盤施設が適切に整備されている森林
---------	--

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、(1)で掲げる森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針を次のとおりとします。

○ 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。</p>
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により、人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留め等の施設の設置を推進することを基本とします。</p>
快適環境形成機能	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持等を推進することとします。</p> <p>また、快適な環境の保全のための指定やその適切な管理、防風、防潮</p>

	等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
生物多様性保全機能	<p>森林の生態系が適度なく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される多様な森林がバランスよく配置されていることを目指すこととします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した土壌を有し、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

造林や伐採を当該計画に基づいて実施した場合、計画期末（令和15年度末）における森林資源の状態は次のとおりとなります

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：h a 蓄積：m³/h a

区分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	1 6, 1 7 5	1 6, 6 6 2
	育成複層林	1, 0 8 0	1, 4 6 0
	天然生林	1 3, 7 1 7	1 4, 1 3 3
森林蓄積		2 2 8	2 2 1

- 注1 育成単層林とは、森林を構成する樹木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。
- 2 育成複層林とは、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層(※)を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。
- 3 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ、維持する森林。
- ※「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより複数の階層が生じた状態。

2 その他必要な事項

木材価格の低迷等により、経営管理が行われていない森林施業の放棄が顕在化していることから、森林経営計画の作成を推進して集約化と効率的な森林整備を進めるとともに、森林経営管理制度を活用した市町村や民間事業者による森林の経営管理を推進します。また、保安林制度等による適切な森林の保全を推進することとします。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の樹高程度の林帯を確保するとともに、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進するほか、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等適確な更新に配慮することとします。

また、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、風雪害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

さらに、集材に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めることとします。

ア 皆伐

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

イ 択伐

択伐については、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うこととします。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）にすることとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めることとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢については、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して定めることとします。

この場合、施業の体系が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとします。

なお、次表の標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

樹種	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹	
					きのご原木用	その他
林齢(年)	45	40	40	55	20	30

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則第10条に規定する森林（法令により立木の伐採につき制限がある森林）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的達成に必要な施業を行うこととします。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとします。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。人工造林をすべき対象樹種の選定に当たっては、適地適木を基本とし、地域の自然条件、樹種の特質、種苗の需給動向、新たな施業技術等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することとします。

また、ヒバなどの郷土樹種や広葉樹などの多様な造林を進めるとともに、無花粉苗木や少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木などの花粉の少ない苗木の供給体制の整備等によりその増加に努めることとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るため、立地条件、既往の造林方法等を勘案した適地適木を基本に、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等に努めることとします。

なお、樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数は、市町村森林整備計画

において人工造林を行う際の指針として次のとおり定めることとします。

【人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数】

主 な 樹 種	植栽本数(本/ha)
スギ	1,000(疎)～ 3,000(中)～ 3,500(密)
カラマツ	1,500(疎)～ 3,000(中)～ 3,500(密)
アカマツ、クロマツ	2,000(疎)～ 4,000(中)～ 5,000(密)
ヒバ	1,500(疎)～ 3,000(中)～ 3,500(密)
ブナ、ケヤキ、ナラ、クリ	2,000(疎)～ 3,000(中)～ 4,000(密)
キリ	300(疎)～ 450(中)～ 600(密)

注1 保安林で植栽指定のある場合には、指定された樹種及び本数を植栽することとします。

2 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、上層木の立木の樹冠占有面積等を勘案のうえ植栽することとします。

3 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員の指導により植栽することとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の持つ公益的機能の維持及び森林資源の早期回復を図るため、次のとおり定めることとします。

(ア) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

人工造林によるものとし、その期間は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

(イ) 皆伐の場合

裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、気候、地形、土壤等の自然条件に応じて人工造林は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

(ウ) 択伐の場合

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内（造林補助事業により択伐を実施した場合は2年以内）とします。また、必要に応じて植込み等を行うこととします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の規範として定めることとします。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

更新樹種の中から、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象とする樹種は次のとおりとします。

更新対象樹種は、針葉樹及びブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワ等、郷土樹種の広葉樹であって、将来その林分において適確な更新が可能である高木性の樹種とします。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めることとします。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 樹種別の期待成立本数

人工造林に準ずるものとし、天然更新すべき立木の本数は、上記アの天然更新対象樹種の期待成立本数（10,000本/ha）の3/10である3,000本/ha（立木度3）とします。

(イ) 天然更新の方法

a 天然下種更新

天然下種更新による場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととします。

(a) 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。

(b) 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。

(c) 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。

b ぼう芽更新

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととします。

(ウ) 天然更新の完了確認

天然更新の完了確認は、伐採跡地に標準地を設定し、後継樹の樹高及び成立本数を調査するものとし、具体的な調査方法は「青森県における天然更新完了基準」（平成21年2月4日制定）に基づき、市町村が作成した基準（県の作成した基準を用いることも可）によることとします。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において更新を行う際の規範として定めることとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とし、5年を経過する日までに更

新がなされない場合は、その後2年以内に植栽又は天然更新補助作業を行うこととします。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めることとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した樹種や天然下種更新に必要な母樹又は母樹林の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して天然更新が期待できない森林については、植栽により適確な更新を確保することとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新の確保が困難な森林は、市町村森林整備計画において定めることとします。

(4) その他必要な事項

ア 伐採後の適正な造林の確保

森林の持つ多面的機能の発揮及び将来にわたって資源を循環利用していくためには、着実に森林として更新していくことが必要であり、森林所有者等が提出する「伐採及び伐採後の造林の届出」における造林計画の確実な実行を促進することとします。

イ 低コスト造林の推進

施工性に優れたコンテナ苗の活用や伐採、搬出から地拵え、植栽までを効率的に行う一貫作業システムの導入等により造林の低コスト化を積極的に推進することとします。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐の実施に当たっては、立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、既往の間伐の方法を勘案するとともに、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐の規範として定めることとします。

【主な樹種別の間伐の回数、実施時期（林齢）、間伐率等】

樹種	施業体系	地位級	間伐時期（林齢）					伐期目標			備考
			1回	2回	3回	4回	5回	上層樹高	平均直径	材積	
スギ	植栽本数	3	16	22	32	55	m 26.5	cm 38.0	m ³ 833.6	1 間伐方法は原則として青森県林分密度管理図を	
	3,000本 伐期 80年 本数伐採率		30.1	28.6	27.7	27.8					
アカマツ	植栽本数	3	20	23	31	38	24.4	39.1	456.2		利用するが、他の方法により実施してもよいものとする。 2 *は保育間伐とする。
	4,000本 伐期 80年 本数伐採率		32.4	32.0	33.0	33.6					
カラマツ	植栽本数	3	*11	17	38		22.7	25.9	322.2		
	3,000本 伐期 80年 本数伐採率		41.1	38.1	34.0						
広葉樹	天然更新	2	50	70			20.0	26.6	163.9		
	伐期100年 本数伐採率		48.2	48.2							

注1 上の表の時期にかかわらず、間伐の開始時期は、林冠がうっ閉して林木の競争性が生じ始めた時期を初回とします。

2 下層植生を有する林分構造が維持されるよう、適切な伐採率と伐採間隔で間伐を行うこととします。

3 育成複層林施業にあつては、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、公益的機能の維持に配慮して上層木の伐採を実施するものとし、また、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）にあつては、樹冠の閉塞による林内照度の低下を調整して、公益的機能の維持に配慮した伐採を行うこととします。

4 森林の状況や林道等の搬出施設の整備状況に応じて、高性能林業機械の活用による効率的な実

施を図ることとします。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り及び除伐とし、林木の生育促進及び林分の健全化を図ることとします。

ア 下刈り

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うこととします。

また、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じ、適時適切な作業法により行うこととし、その実施時期及び回数については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ 除伐（保育間伐を含む）

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために行うこととします。

また、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定めることとします。

【樹種別の保育の標準的な方法】

樹種	種類	林 齢																				施行回数			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21~25	年数	回数	
スギ	下刈り	○	◎	○	○	○	△	△	△															8	9
	除 伐												○											1	1
	枝打ち												○							○		△		3	3
アカマツ	つる切り 雪起こし等																							適	宜
	下刈り	○	◎	○	○	○	△																	6	7
カラマツ	除 伐												△											1	1
	つる切り 雪起こし等																							適	宜
	下刈り	○	◎	○	○	○	△																	6	7
ヒバ	除 伐										○													1	1
	つる切り 雪起こし等																							適	宜
	下刈り	○	○	○	○	○	○	△	△	△														10	10

注1 下刈りの◎は年2回、○は年1回、△は必要に応じて行うことを基本としますが、森林の状況に応じて適時適切に実施するものとします。

注2 ヒバの枝打ちは、生産目的や生育状況を考慮し、適切に扱う。

(3) その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条の集積などを行うとともに、裸地化による表土の流亡等の防止に努めることとします。

また、間伐については、低コスト施業や集約化を進め、自然の地形を活かした路網整備と高性能林業機械を組み合わせた効率的な低コスト作業システムの導入などにより搬出間伐を促進することとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法は、市町村森林整備計画において当該区域及び施業方法を定める際の規範として定めることとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林は、「水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：水源涵養機能維持増進森林）」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：快適環境形成機能維持増進森林）」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：保健文化機能維持増進森林）」を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、重複も含めて設定することとします。

【各機能別の区域の設定基準】

水源 ^{かん} の涵養の機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林で、水源かん養保安林、干害防備保安林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林で、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等
快適な環境の形成の機能	日常生活に密接な関わりを持ち生活環境を保全する森林で、風害・水害・干害等の防備保安林等
保健文化機能	史跡、名勝等の所在する森林、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する森林、地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、保健保安林、風致保安林、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林

注 生物多様性保全機能については、伐採や自然のかく乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林や希少な生物が生息・生育する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとします。

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源の涵養^{かん}の機能

a 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の規模の縮小や分散をするほか、伐期の長期化を図ることとします。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導することとします。

b 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、引き続き育成複層林として維持することを基本とします。

また、特に、機能の発揮が求められる森林の伐採は、適切な伐区の形状・配置とすることとします。

c 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、機能の維持発揮のために継続的な維持管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導することとします。

なお、伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林を次のとおり定めることとします。

次の条件のいずれかに該当する森林

(a) 地形

- ・ 標高の高い地域
- ・ 傾斜が急峻な地域
- ・ 谷密度の大きい地域
- ・ 起伏量の大きい地域
- ・ 溪床又は河床勾配の急な地域
- ・ 掌状型集水区域

(b) 気象

- ・ 年平均又は季節的降水量の多い地域
- ・ 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域

(c) その他

- ・ 大面積の伐採が行われがちな地域

(イ) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能

a 育成単層林

伐採に伴う皆伐面積の縮小や分散をするとともに、長伐期施業を行うこととします。また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林について、育成複層林

に誘導する場合は、択伐による複層林施業を行うこととします。

b 育成複層林

特に機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については、樹下植栽等を実施して複層林施業を行うものとし、

c 天然生林

森林施業の方法は（ア）のcの天然生林と同様とします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、当該樹種の保残又は後継樹の確保、若しくは植栽するものとし、

（2）木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するものとします。

また、この区域のうち、林班の5割以上が人工林であるなど人工林を中心とした林分構成で、かつ林地生産力が高い森林において、下記全てに該当する区域を、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定するものとします。

- ・平均傾斜 30° 未満
- ・林道等までの距離 1,000 m 未満
- ・山地災害危険地区（土砂崩壊危険地区、地すべり危険地区）、急傾斜地崩壊危険区域、及び砂防指定地の指定がない

なお、（1）の機能と重複する場合には、公益的機能の発揮に支障がないように努めることとします。

イ 森林施業の方法に関する指針

（ア）育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図ることとします。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期の伐採を行うとともに、確実な更新を図ることとします。

また、一般用材生産を目標とする場合は、伐採の方法は皆伐、良質材生産の場合は択伐を基本とし、第3の2に示す植栽による確実な更新、同3の保育及び間伐等の実施、同5の路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

なお、急傾斜地やせき悪地等に生育する森林については、間伐又は帯状・群状の択伐により効率的に育成複層林に誘導することとします。

(イ) 育成複層林

森林施業の方法は、(1)のイの(イ)のbの育成複層林と同様とし、一般用材又は良質材の生産を目標とする場合の伐採の方法は択伐とし、適切な伐区の形状・配置等により長伐期施業も導入することとします。

(ウ) 天然生林

天然生林として維持するものとし、一般用材の生産を目標とする場合は、長伐期施業を導入するとともに、伐採の方法は択伐とし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材生産が可能な資源構成となるよう努めることとします。

なお、造林等の施業の方法は、育成単層林又は育成複層林に準じます。

(ア)～(ウ)のほか、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」における人工林の皆伐後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

ただし、アカマツの天然下種更新及びナラ等の広葉樹で萌芽更新が可能な場合を除くこととします。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進します。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応を踏まえ、優先順位に応じた整備を推進することとします。特に、林道の開設については適切な線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な配置、排水施設の適切な設置等を推進し、既設林道の改築・改良については必要に応じて曲線部の拡幅や排水施設の機能強化などの質的向上を図ることとします。

○基幹路網の現状 (R5. 3. 31現在) 単位 延長：km

区分	路線数	延長
幹線路網	118	176.4
うち林業専用道	0	0

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

森林施業は、対象森林の植生状況はもとより、当該森林の地形条件、特に、傾斜によりその効率が左右されることから、傾斜区分に応じた作業システム及び路網密度を次の表のとおり定めることとします

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 単位 路網密度：m/h a

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	林道
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム	110以上	30以上

中傾斜地（15～30°）	車両系作業システム	85以上	23以上
	架線系作業システム	25以上	23以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	16以上
	架線系作業システム	20以上	16以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

（3）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網整備等推進区域は、林道や公道を幹線として、森林経営計画区域及び当該区域の木材搬出エリアを勘案して、（2）の路網密度及び作業システムに適合するように設定することとします。

（4）路網の規格・構造についての基本的な考え方

ア 林道

林道の開設等に当たっての規格・構造については、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）によることとします。

イ 林業専用道

林業専用道は、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供することから、森林施業のポイントや森林作業道との分岐点等を考慮しながら、地形・地質の安定している箇所を通過するよう選定するとともに、普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワードの輸送能力に応じたものとします。

また、路網整備にあたっては、「青森県林業専用道作設指針」（平成23年3月18日制定）に則り開設することとします。

ウ 森林作業道

森林作業道は、土工量の縮減を通じた作設経費の抑制を図る観点等から、作業システムに応じた必要最小限の規格とするものとし、地形や地質等の自然条件を勘案し、路線を選定するとともに、林業機械（2トン積程度のトラックを含む）の走行を想定したものとします。

また、路網整備にあたっては、「青森県森林作業道作設指針」（平成23年5月18日制定）に則り開設することとします。

（5）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、現地の地形や地質、土壌、湧水等の状況を十分確認し、土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定して必要最小限の集材路等を計画するものとします。急傾斜地等の地形、地質、土壌等の条件が悪い場所においては架線集材の検討を行い、集材路を作設する場合は、盛土を丸太組で支える等の十分な対策を講ずるものとします。

集材路・土場の作設時には、土砂の流出や転石、伐倒木等の落下が無いよう線形計画、切土・盛土の抑制及び残土の処理、路面保護や排水処理を適切に行うとともに、生物多様性や景観へも配慮するものとします。

また、伐採後の植栽作業を想定して効率的な地拵え等が行えるよう枝条等を整理することとし、天然更新を予定している場合は、萌芽更新や下種更新等の妨げとならないよう枝条等を山積みをするのを避けることとします。

搬出後、枝条や残材を現場に残す場合は溪流沿いや道路脇に積み上げず、置く場所を分散させる等の対策を講ずるものとします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林とします。

※当計画区では該当ありません。

(6) その他必要な事項

伐採木の集積場として使用する土場については、集材距離や搬出の効率性等を考慮し、適切に配置することとします。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大に関する方針

森林の経営の受委託等により森林経営の規模拡大を図るため、不在村森林所有者を含む森林所有者等への普及・啓発活動を強化し、森林施業の委託を推進するものとし、森林施業や森林の経営の受託等を担う森林組合等林業事業体に対する、経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化、経営基盤の強化を促進することとします。

また、森林組合等林業事業体に対して、航空レーザ計測等により整備された高度な森林資源情報の提供及び公開並びに助言、あっせん等を行うことで、森林経営の受委託を推進することとします。

イ 森林施業の共同化に関する方針

下北流域林業活性化センター等を活用して、森林所有者等の合意形成、施業実施協定の締結の促進等を行うことにより、共同して行う森林施業の推進体制を整備することとします。

また、森林所有者等からの施業の受託の促進及び、森林組合等施業を受託する者による森林施業の共同化を推進することとします。

ウ 国有林との連携

民有林と国有林の連携による路網整備等の基盤整備とともに、伐採から植栽、保育、間伐に至る森林整備を推進することとします。

また、路網整備や森林整備における技術交流を促進することとします。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林経営管理制度の活用については、経営や管理が行われていない森林の所有者を対象とした市町村による意向確認の結果、森林所有者から経営や管理の委託の申出等があった森林について、市町村が経営管理権集積計画を定めることにより経営管理権の設定を行い、森林経営の集約化を図ることとします。

また、経営管理権を設定した森林について、森林経営に適した森林は、市町村が経営管理実施権配分計画を定め、森林の経営や管理を林業経営者に再委託することとします。一方、林業経営者に再委託しない森林等は、市町村自ら市町村森林経営管理事業を実施することにより、森林の整備を推進することとします。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

本県が定める「青森県の林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を踏まえ、若年層や女性等多様な人材の就業を促進するとともに、就業前に森林・林業に関する基礎的知識や技術を習得させるための研修「青い森林業アカデミー」を実施し、将来的に林業事業体等の中核となり得る現場技術者を養成します。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入促進

森林施業の効率化、労働強度の軽減、安全作業の確保、環境負荷の低減にも配慮しつつ、非皆伐作業にも対応した高性能林業機械の導入を促進することとします。

イ 機械作業システムの目標

地形、経営形態等地域の特性に応じた指向すべき機械作業システムの一般的な目標は次のとおりとします。

地 形	平均集材距離 (路網密度)	機 械 作 業 シ ス テ ム			
急傾斜地	～25m (175m/ha～)	(伐木) チェンソー ハーベスタ+チェンソー	(木寄せ) ⇒ グラップル ⇒ ハーベスタ	(造材) ⇒ プロセッサ ⇒	(集材) ⇒ フォワーダ ⇒ フォワーダ
	～100m (44m/ha～)	(伐木) チェンソー	(集材) ⇒ スイングヤーダ	(造材) ⇒ プロセッサ	
	～200m (22m/ha～)	(伐木) チェンソー	(集材) ⇒ タワーヤーダ	(造材) ⇒ プロセッサ	
	200m～ (～22m/ha)	(伐木) チェンソー	(集材) ⇒ 集材機	(造材) ⇒ プロセッサ	
緩傾斜地		(伐木) ハーベスタ	(造材) ⇒ ハーベスタ	(集材) ⇒ フォワーダ	

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

素材生産業者等から木材製造業等に至る木材の安定的取引関係の確立のため、地域の特性に応じた原木需給システムを構築するとともに、低コストかつ品質や性能が明確で、需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給できる加工機械や乾燥機等の整備を推進することとします。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

(6) その他必要な事項

移住希望者の相談に応じるため、関係機関と連携した各種情報発信を行います。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たって、森林の土地の保全に留意すべき事項及び所在について、次のとおり定めます。

単位 面積：ha

市町村	地 区	面 積	留意すべき事項	備 考
総 数		4,055		
むつ市	旧むつ市187, 188-1, 188-2, 206, 209, 217, 218-1, 219-1~226-2, 228-1 旧川内町15, 21, 22, 25, 33-1, 34~36, 42, 44, 45, 48, 53, 62, 65, 67 旧大畑町10, 11, 13, 19 旧脇野沢村1, 4, 5, 8, 9	1,639	水源涵養、土砂流出防止等の機能を維持増進するため、森林内の地表や土壌のかく乱及び林床の破壊の防止を厳守するものとして、伐採に当たっては択伐、小区画皆伐、等高線方向の適正な施業	水かん 393 土流 924 土崩 6 飛砂 34 防風 92 干害 67 魚つき 7 なだれ 1 保健 123 砂防 132 急傾斜 8
大間町	35, 43, 44	7	が望ましい。	飛砂 5 砂防 1 急傾斜 1
東通村	1~4, 6~8, 10, 14~16, 22~24, 26, 28, 30, 32, 33, 38, 60, 62~64, 69, 70, 82~86, 90, 91 100-1, 104, 105, 108, 110-2~5, 130-3, 137-1, 147~150	2,286	水源涵養、土砂流出防止等の機能を維持増進するため、森林内の地表や土壌のかく乱及び林床の破壊の防止を厳守するものとして、伐採に当たっては択伐、小	水かん 69 土流 1,651 土崩 65 飛砂 439 防風 52 潮害 11 落石 1 保健 274 砂防 4 急傾斜 1
風間浦村	20~32	69	区画皆伐、等高線方向の交互帯条皆伐等の適正な施業	土流 40 土崩 13 砂防 16
佐井村	48~53-2	54	が望ましい。	土流 8 土崩 15 干害 11 保健 11 砂防 18 急傾斜 2

注1 制限林の種類名の略字は下記のとおりです。

水かん＝水源かん養保安林	土流＝土砂流出防備保安林	土崩＝土砂崩壊防備保安林
飛砂＝飛砂防備保安林	防風＝防風保安林	潮害＝潮害防備保安林
干害＝干害防備保安林	なだれ＝なだれ防止保安林	落石＝落石防止保安林
防火＝防火保安林	魚つき＝魚つき保安林	保健＝保健保安林
砂防＝砂防指定地	急傾斜＝急傾斜地崩壊危険区域	

2 備考欄の数字は重複する制限林面積です。

3 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するもので、その詳細は森林簿によります。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

当計画区では該当ありません。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

林地の保全に支障を及ぼさないよう森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林や安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

また、土石の切取り、盛土を行う場合は、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用、森林の現況、土地の形質の変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うとともに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講じることとします。特に、再生可能エネルギーの導入拡大により増加している太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮します。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用します。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

地域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等を目的とした保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保するものとします。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区は、水源の涵養、土砂の流出防備、飛砂の防備等の保安林の目的を達成するため、森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認められるときに、その事業を行うのに必要な限度において指定します。

(3) 治山事業の実施に関する方針

近年の大雨等による土砂流出や流木災害の激甚化等、災害の発生形態の変化を勘案しつつ、自然災害から地域住民の生命・財産を守り、県土の保全を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の森林整備や溪間工、山腹工、地下水排除工、海岸防災林の整備・保全などを行うこととします。

また、流域治水における「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、浸透・保水機能を維持・向上させるための森林整備に取り組むとともに、地域における避難体制の整備など減災に向けた効果的な対策を講じるほか、コスト削減や豊かな環境づくりにも配慮するものとします。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる特定保安林のうち、早急な施業を実施する必要がある森林を要整備森林とし、森林の現況等に応じて必要な施業を行うこととします。

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するには、地元住民の理解・協力が不可欠であることから、保安林制度の一層の普及啓発と浸透に努めるとともに、標識の設置・更新等を適正に行います。

3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法の方針は、市町村森林整備計画において当該区域及び当該区域内の鳥獣害の防止の方法を定める際の規範として定めることとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況を確認できる全国共通のデータ等により、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、被害防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するとともに、県の関係機関の他、国や市町村、森林組合、狩猟関係者、森林所有者等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、防護柵や幼齢木保護具等の対策が、対象鳥獣の被害防止に有効かつ適切に実施されているか確認するため、現地調査や各種会議での情報交換、森林組合や森林所有者等からの情報収集等に努めることとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

現在、本計画区において、松くい虫やカシノナガキクイムシによる森林被害は確認されていませんが、今後の被害を未然に防ぐために予防巡視活動が重要であることから、関係機関と連携した計画的な巡視活動等に努めます。

また、被害の発生が確認された場合には、速やかに防除活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう、県のホームページ等を利用した普及啓発に努めるものとします。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

本計画区において、鳥獣による大きな森林被害は確認されていませんが、近隣県で被害が報告されているニホンジカを目撃情報が、本計画区でも増加していることから、国や市町村、森林組合、狩猟関係者、森林所有者等と連携し、目撃情報の収集に努め、適切に対応することとします。

一方で、野生鳥獣との共存にも配慮し、実の成る広葉樹を育成した針広混交林等の多様な森林の維持造成を図ることとします。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、消防や警察、林業関係団体等との連携による森林巡視、山火事防止パレードや県のホームページを利用した山火事防止の啓蒙活動等を進めます。

また、森林所有者等が、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従う必要があることから、普及啓発に努めることとします。

第5 保健機能森林の整備に関する事項

森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び森林の利活用に供する施設の整備を一体的かつ計画的に推進することとします。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域の設定にあたっては、次の要件をすべて満たしている森林を対象とすることとします。

なお、区域の基準は、市町村森林整備計画において保健機能森林の区域を定める際の規範として定めることとします。

ア 湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林

イ 地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林施業と施設とを一体的かつ計画的に整備し、森林資源の総合利用を促進することが適当である森林

ウ 森林施業の担い手が存在し、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業が可能である森林

2 保健機能森林区域内の施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の他、水源の涵養及び^{かん}国土保全等の機能の増進を補完する役割があることから、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施することとします。

なお、施業の方法に関する指針は、市町村森林整備計画において保健機能森林の区域内の施業を行う際の規範として定めることとします。

3 保健機能森林区域内における森林保健施設の整備の指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととします。また、施設の設置等に当たっては、森林の有する諸機能に著しい支障を与えないよう配慮することとします。併せて、市町村森林整備計画において、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高。）を定めることとします。

なお、保健施設の整備の指針は、市町村森林整備計画において行う際の規範として定めることとします。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の交通安全等の確保に留意することとします。

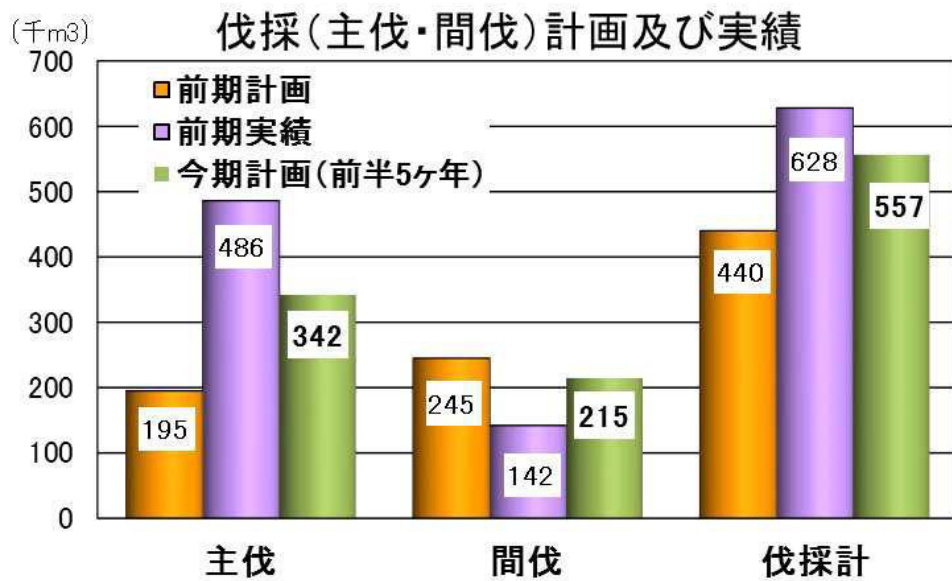
なお、保健機能森林の設定、整備等に当たっては、当該森林により確保されてきた自然環境の保全や国土の保全に適切な配慮を行うこととします。

第6 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,205	1,050	155	779	624	155	426	426	—
前半5ヶ年の計画量	557	471	86	342	256	86	215	215	—



(今期計画の考え方)

今期計画では、森林資源が本格的な利用期を迎えていることから、隣接する計画区の大型木材加工施設の木材需要や県産材の利用拡大を踏まえ、主伐と間伐を併せた伐採量を前期計画と比較し27%増としています。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	8,241
前半5ヶ年の計画量	4,227

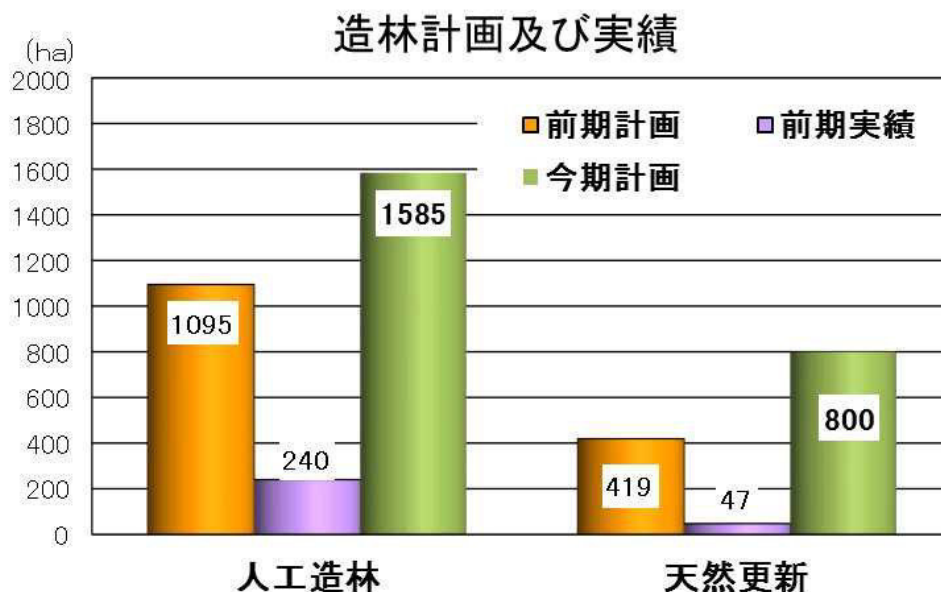
(今期計画の考え方)

今期計画は、上記伐採立木材積（間伐）をヘクタール当たりの平均伐採材積量（間伐）で除した値としています。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	3,045	1,084
前半5ヶ年の計画量	1,585	800



(今期計画の考え方)

今期計画は、伐採計画の増加を考慮し、前期計画と比較し、人工造林においては45%増、天然更新においては91%増としています。

4 林道の開設又は拡張に関する計画

[開設]

単位 延長km、面積:ha

開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考	
開設	自動車道		むつ市	高梨神社	2.6	145	○	1		
			〃	栖立場	1.4	39		2		
			〃	第2大川目	2.2	147	○	3		
			〃	岩菜	2.5	273	○	4		
			〃	女館	2.8	174	○	5		
			〃	新田	1.0	30		6		
			〃	新田川目	1.7	48		7		
			〃	二又山	0.4	25		8		
			〃	鍋谷奥内	1.0	50		9		
			林業専用道	〃	奥内新田	1.5	150		10	
			〃	北ノ又	2.1	174		11		
			〃	中野沢	1.1	76		12		
			〃	保呂木山	1.2	25		13		
			〃	第3大川目	1.5	36		14		
			〃	越藁沢	1.8	124		15		
			〃	高梨川目	1.3	42		16		
			〃	第2新田川目	1.1	24		17		
			〃	第2鳥沢	1.7	42		18		
			林業専用道	〃(川内)	石倉沢	1.8	161	○	19	
			〃(川内)	田野沢	1.3	26		20		
			〃(川内)	八木沢	1.0	158		21		
			〃(大畑)	二枚橋	1.4	33	○	22		
			〃	関根橋	2.8	47		23		
			〃(脇野沢)	七引	1.5	32		24		
		小計	24路線	38.7	2,081	6箇所				
開設	自動車道		東通村	老部川	0.8	89		25		
			〃	桑原山	0.6	66		26		
			〃	米百合	0.7	30		27		
			〃	第2伝助沢	1.1	74		28		
			〃	野牛水上	1.0	71		29		
			〃	千鳥沢	1.0	61		30		
			〃	入口	2.1	110	○	31		
			〃	菘流	0.4	87		32		
			〃	上田屋向	1.2	45	○	33		
			〃	土筆森	0.9	62		34		
			〃	大峠向	0.7	55		35		
			〃	白糖	0.7	57		36		
			〃	李沢	0.7	95		37		
			〃	南通	1.8	139	○	38		
			〃	上田代	2.1	120	○	39		
			〃	敷谷地	1.8	82	○	40		
			〃	向野	1.0	24		41		
			〃	中野高倉	2.1	95	○	42		
			〃	細川代	0.7	20		43		
			〃	船越東	0.6	111		44		
			〃	船越西	0.7	22		45		
			〃	はなれゆま	0.6	20		46		
			〃	目名川	0.7	98		47		
			〃	天石川	0.6	50	○	48		
	〃	第2ツマ平	0.4	30		49				
	林業専用道	〃	石持山	1.8	195	○	50			
	林業専用道	〃	寺尻	1.2	99	○	51			
	林業専用道	〃	第2向山	2.4	60	○	52			
		小計	28路線	30.4	2,067	10箇所				
開設	自動車道		風間浦村	家ノ上	0.9	143		53		
			小計	1路線	0.9	143				
開設	自動車道		佐井村	大佐井川添	0.3	155		54		
			小計	1路線	0.3	155				
開設計				54路線	70.3	4,446	16箇所			

[拡張(改良)]

単位 箇所数:箇所、面積ha

開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
拡張(改良)	自動車道		むつ市(川内)	館山下	3	112	○	55	
			〃	ムジケ沢	5	118	○	56	
			〃	勘七沢	1	54	○	57	
			〃	八右エ門沢	4	68	○	58	
			〃	熊野川	6	170	○	59	
			むつ市	天狗林	1	76	○	72	
			〃	尽森	1	51	○	73	
			むつ市(川内)	愛宕山	1	71	○	74	
			〃	八木沢	1	158	○	75	
			〃	第2柳ノ沢	1	179	○	76	
			〃	栃ノ木沢	1	103	○	77	
			〃	サツカイ沢	1	47	○	78	
			〃	第3柳ノ沢	1	128	○	79	
			〃	第2戸沢	1	126	○	80	
			〃	神戸平	1	57	○	81	
		小計	15路線	29	1518	15箇所			
拡張(改良)	自動車道		東通村	見知沢	2	80	○	60	
			〃	目名砂子又	4	1,551	○	61	
			〃	一切山下	3	50	○	62	
			〃	寺山	3	32	○	63	
			〃	三森	2	26	○	64	
			〃	東山	4	281	○	65	
			〃	蒲田	1	145	○	66	
			〃	砂子又	1	180	○	82	
			〃	黒森	2	150	○	83	
			〃	大利	1	114	○	84	
			〃	砂八沢	1	162	○	85	
			〃	金井沢	1	130	○	86	
			〃	フマセノ沢	1	111	○	87	
			〃	北の沢	1	150	○	88	
			〃	向山	1	52	○	89	
〃	伝助沢	1	40	○	90				
〃	水上	1	40	○	91				
		小計	17路線	30	3,294	17箇所			
拡張(改良)	自動車道		佐井村	黒岩	1	6	○	92	
			〃	大佐井川添	1	155	○	93	
			小計	2路線	2	161	2箇所		
拡張(改良)計				34路線	61	4,812	34箇所		

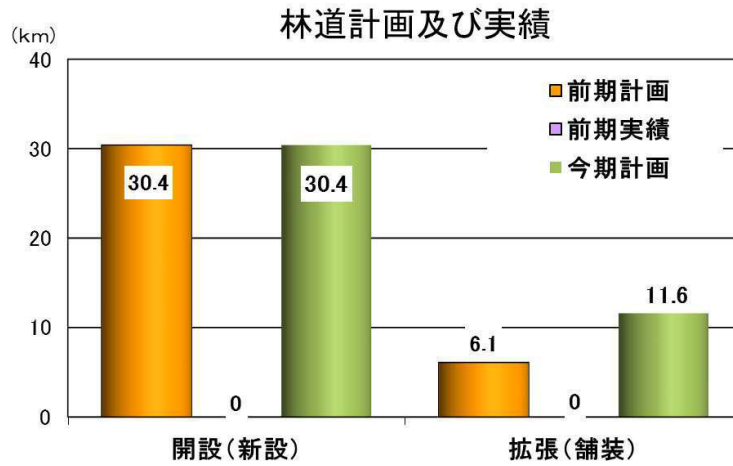
[拡張(舗装)]

単位 延長:km、面積:ha

開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
拡張(舗装)	自動車道		むつ市(川内)	愛宕山	1.4	71	○	67	
			〃(脇野沢)	片 貝	1.1	31	○	68	
			むつ市	天狗林	0.1	76	○	94	
			〃	尽森	0.1	51	○	95	
			むつ市(川内)	館山下	0.1	112	○	96	
			〃	ムジケ沢	0.1	118	○	97	
			〃	八木沢	0.1	158	○	98	
			〃	第2柳ノ沢	0.1	179	○	99	
			〃	栃ノ木沢	0.1	128	○	100	
			〃	サツカイ沢	0.1	103	○	101	
			〃	第3柳ノ沢	0.1	47	○	102	
			〃	第2戸沢	0.1	126	○	103	
			〃	神戸平	0.1	57	○	104	
			小計		13路線	3.6	1,257	13箇所	
拡張(舗装)	自動車道		東通村	上田屋	2.3	109	○	69	
			〃	砂八沢	1.3	162	○	70	
			〃	高間木	1.9	159	○	71	
			〃	砂子又	0.1	180	○	105	
			〃	黒森	0.1	150	○	106	
			〃	大利	0.1	114	○	107	
			〃	金井沢	0.1	130	○	108	
			〃	フマセノ沢	0.1	111	○	109	
			〃	東山	0.2	281	○	110	
			〃	北の沢	0.1	150	○	111	
			〃	向山	0.1	52	○	112	
			〃	伝助沢	0.1	40	○	113	
			〃	水上	0.1	40	○	114	
			〃	目名砂子又	0.4	1,551	○	115	
	小計		14路線	7.0	3,229	14箇所			
拡張(舗装)	自動車道		佐井村	大佐井川添	1.0	155	○	116	
			小計	1路線	1.0	155	1箇所		
拡張(舗装)計				28路線	11.6	4,641	28箇所		

(今期計画の考え方)

今期計画は、林道整備を取り巻く環境が厳しい状況を考慮しつつも、森林施業の集約化や森林の適正な管理を進める上での必要性を鑑み、前期計画と比較し、開設（新設）、拡張（舗装）ともに同量を計画しています。



5 保安林整備及び治山事業に関する計画

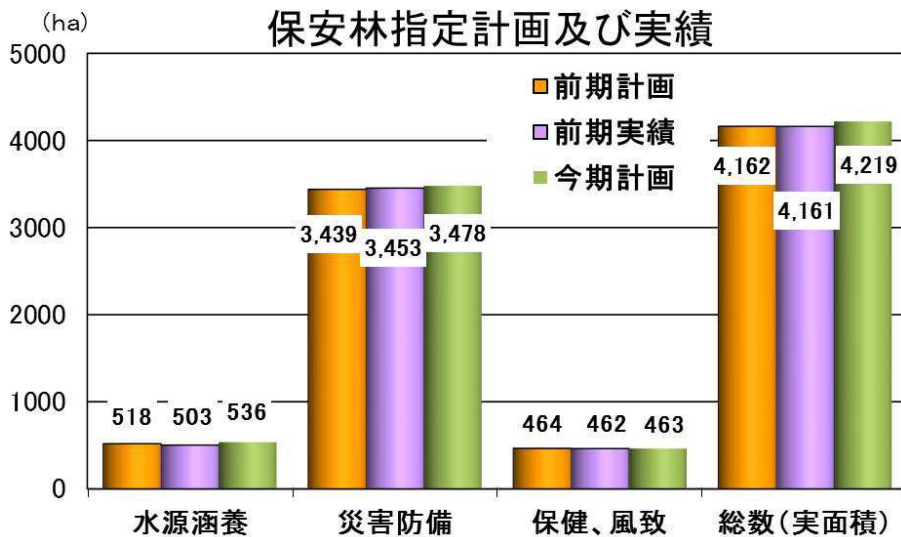
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積:ha

保安林の種類	面積	前半5カ年の計画	備考
		面積	
総数(実面積)	4,231	4,219	
水源涵養のための保安林	555	536	
災害防備のための保安林	3,469	3,478	
保健、風致の保存等のための保安林	465	463	

※ 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない場合があります。



(今期計画の考え方)

今期計画は、総数（実面積）において前期計画と同水準とし、引き続き保安林の指定を着実に推進し、森林の保全を確保します。

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積:ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前半5か年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源かん養保安林	むつ市	大湊釜臥山	31	22	水源のかん養	
		むつ市	川内町川代	28	9		
		風間浦村	下風呂	1	1		
		佐井村	佐井	1	1		
		計		61	33		
指定	土砂流出防備保安林	むつ市	佐藤ヶ平	15	5	土砂の流出の防備	
		むつ市	宿野部穴畑平	20	11		
		むつ市	脇ノ沢源藤代	0	2		
		東通村	安部	0	2		
		風間浦村	新釜谷	0	5		
		計		35	25		
指定	保健保安林	むつ市	釜ノ沢	2	1	公衆の保健	
		計		2	1		

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積:ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源かん養のための保安林	—	—	0	0	0
災害防備のための保安林	—	—	2,707	2,707	2,707
保健、風致の保存等のための保安林	—	—	352	352	352
計	—	—	3,059	3,059	3,059

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
当計画区では該当ありません。

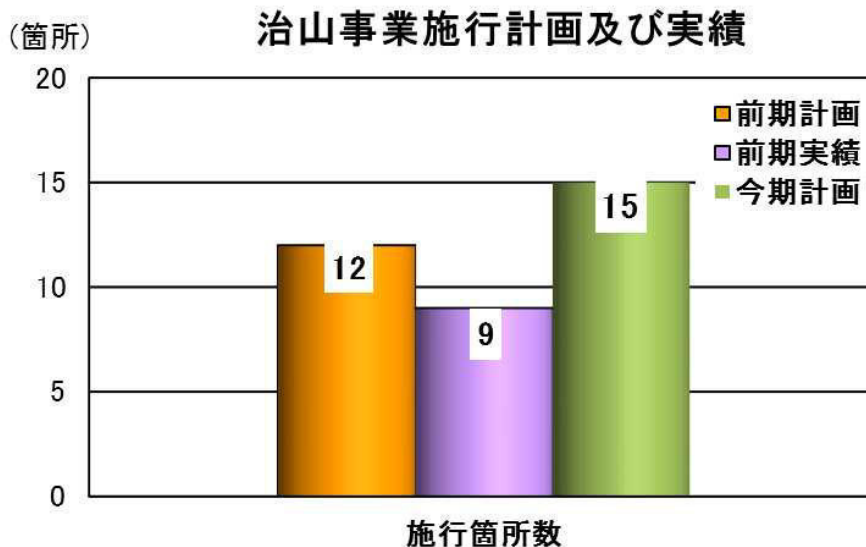
(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5か年の計画地区数		
むつ市	大畑町	2	1	溪間工、山腹工、森林整備工	
むつ市	大平町	1	1	山腹工	
むつ市	川内町	2	1	溪間工、山腹工、森林整備工	
むつ市	脇野沢	2	1	溪間工、山腹工、森林整備工	
むつ市		1		溪間工、山腹工、森林整備工	
小計		8	4		
東通村	蒲野沢	2	1	溪間工、山腹工、森林整備工	
東通村	尻屋	2	1	溪間工、山腹工、森林整備工	
東通村	野牛	1	1	溪間工、山腹工、森林整備工	
東通村		1		溪間工、山腹工、森林整備工	
小計		6	3		
風間浦村	易国間	4	2	溪間工、山腹工	
風間浦村	下風呂	5	3	溪間工、山腹工	
風間浦村	蛇浦	1	1	溪間工、山腹工	
風間浦村		2		溪間工、山腹工、森林整備工	
小計		12	6		
佐井村	長後	2	1	溪間工、山腹工、地すべり防止工	
佐井村	佐井	1	1	溪間工、山腹工	
佐井村		1		溪間工、山腹工、地すべり防止工	
小計		4	2		
前半計画小計		15			
後半計画小計		15			
合計		30			

注1 治山事業施行地区数は実施箇所を林班単位で取りまとめた数量です。

2 期間の前半(令和6～10年度)の計画は該当する地名を記載し、後半(11～15年度)の計画は市町村名のみを記載しています。



(今期計画の考え方)

今期計画は、森林の維持造成を通じた県土の保全等を引き続き進めていくことが必要であることから、15箇所の計画としています。

- 6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期
当計画区では該当ありません。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により制限を受けている森林の施業方法及び当該森林の所在は次のとおりです。

【保安林】

事項	基 準
1 伐 採 の 方 法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>ア 水源の涵養、風害、干害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として伐採種の指定をしない。</p> <p>イ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、潮害、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として択伐による。</p> <p>ウ なだれ及び落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として伐採を禁止する。</p> <p>エ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として法第10条の5第2項第2号の標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>ア 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、伐採を原則として禁止する。</p>
2 伐 採 の 限 度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>ア 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が法第10条の5第2項第2号の標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>イ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p>

<p>2 伐 採 の 限 度</p>	<p>ウ 風害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分が法第10条の5第2項第2号の標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>エ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠粗密度が10分の8を下ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
<p>3 植 栽</p>	<p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗（当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。）を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

【自然公園】

区 分	施 業 方 法
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種特別地域	<p>(1) 第一種特別地域内の森林は禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない限り単木択伐を行うことができる。</p> <p>(2) 単木択伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢（本計画Ⅱの第3の(2)に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢に10年以上を加えるものとする。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第二種特別地域	<p>(1) 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法によるものとする。 ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。</p> <p>(2) 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>(4) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>(5) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めるものとする。</p> <p>(6) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ア 1伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

【法令により施業について制限を受けている森林の施業方法】

単位 面積：h a

	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源 かん 養 保 安 林	むつ市	旧むつ市 219-1, 219-2, 224, 225, 226-1, 226-2 旧川内町 21, 22, 54, 65	392.99	本計画書Ⅱの第7(1)の 【保安林】の表による。		
	東通村	91	68.93			
	合計		461.92			
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	むつ市 (保健)	旧むつ市 217, 218-1, 219-2, 220, 221, 222, 223, 228-1	923.99 (8.66)			
	(保安施設)	旧川内町 15, 33-1, 34, 35, 42, 44, 45, 48, 62, 67 旧大畑町 10, 13, 19 旧脇野沢村 8, 9	(0.12)			
	東通村 (土崩)	3, 4, 6~8, 14, 15, 26, 28, 30, 32, 60, 62~64, 69, 70, 82~86, 90, 91, 100-1,	1,650.62 (6.49)			
	(保健)	104, 105, 108, 110-2~5, 147~149	(102.04)			
	風間浦村 (砂防)	20~26, 29	39.6 (2.23)			
	佐井村	51, 52-1	8.09			
	合計 (保健)		2,622.30 (102.04)			
(保安施設)		(0.12)				
(砂防)		(2.23)				
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	むつ市	旧むつ市 209 旧川内町 21, 25 旧脇野沢村 1, 4	5.6			
	東通村	8	71.28			
	風間浦村	21, 22, 26, 31, 32	12.77			
	佐井村 (国定三)	51, 52-1	15.45 (2.30)			
	(国定普通)		(12.47)			
	合計 (国定三)		105.27 (2.30)			
(国定普通)		(12.47)				

単位 面積：h a

	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
飛砂防備保安林	むつ市	旧むつ市 187, 188-2, 206 旧川内町 53	34.2	本計画書Ⅱの第7(1)の【保安林】の表による。		
	大間町 (国定三)	35	5.39 (5.39)			
	東通村 (保健) (国定二)	1, 10, 16, 22~24. 26, 130-3, 137-1	439.02 (134.66) (134.66)			
	合計 (保健) (国定二) (国定三)		478.61 (134.66) (134.66) (5.39)			
	防風保安林	むつ市	旧むつ市 187, 188-1, 188-2, 206, 228-1			
防風保安林	東通村 (保健) (国定二) (史跡名勝)	2, 6	51.53 (23.59) (39.82) (10.68)			
	合計 (保健) (国定二) (史跡名勝)		143.71 (23.59) (39.82) (10.68)			
	潮害防備保安林	東通村	16, 130-3	11.11		
	合計		11.11			
干害防備保安林	むつ市 (保健) (魚つき) (国定二) (砂防)	旧川内町 65 旧大畑町 11 旧脇野沢村 1	66.61 (30.33) (6.91) (16.18) (1.91)			
	佐井村 (保健)	48, 49	10.78 (10.78)			
	むつ市 (保健) (魚つき) (国定二) (砂防)		77.16 (41.11) (6.91) (16.18) (1.91)			

単位 面積：h a

	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
落石 防止 保安 林	東通村	8	0.37	本計画書Ⅱの第7(1)の【保安林】の表による。		
	合計		0.37			
魚 つ き 保 安 林	むつ市	旧脇野沢村 1	6.91			
	(干害)		(6.91)			
	(保健)		(6.91)			
	合計		6.91			
(干害)		(6.91)				
(保健)		(6.91)				
保 健 保 安 林	むつ市	旧川内町 36,65	162.01			
	(土流)	旧大畑町 10,11	(8.45)			
	(干害)	旧脇野沢村 1	(30.33)			
	(魚つき)		(6.91)			
	(国定二)		(16.18)			
	東通村	1, 2, 26, 63	274.42			
	(土流)		(102.04)			
	(飛砂)		(134.70)			
	(防風)		(23.59)			
	(国定二)		(158.29)			
佐井村	48, 49	10.73				
(干害)		(10.73)				
合計		447.16				
(土流)		(110.49)				
(飛砂)		(134.70)				
(干害)		(41.06)				
(防風)		(23.59)				
(魚つき)		(6.91)				
(国定二)		(174.47)				
保 安 施 設 地 区	むつ市	旧大畑町 19	0.24			
	(土流)	旧脇野沢村 1	(0.12)			
	(国定普通)		(0.12)			
	合計		0.24			
(土流)		(0.12)				
(国定普通)		(0.12)				

単位 面積：h a

	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
砂防指定地	むつ市	旧むつ市 179, 183-2, 207, 209~213	133.71	青森県砂防指定地における行為に関する条例による。		
	(干害)	215, 216-1	(1.83)			
	(国定三)	旧川内町 33-2, 65	(3.45)			
	(国定普通)	旧大畑町 11	(0.13)			
		旧脇野沢村 1, 5				
	大間町	43, 44	1.37			
	東通村	33, 38, 150	4.18			
	風間浦村	22, 26~30	18.14			
(土流)		(2.08)				
佐井村	49, 50, 51, 52-2, 53-1	17.10				
合計		174.5				
(土流)		(2.08)				
(干害)		(1.83)				
(国定三)		(3.45)				
(国定普通)		(0.13)				
国定公園第1種特別地域	むつ市	旧むつ市 229	37.39	本計画書Ⅱの第7(1)の【自然公園】の表による。		
	合計		37.39			
国定公園第2種特別地域	むつ市	旧脇野沢村 1	16.06			
	(干害)		(16.01)			
	(保健)		(16.01)			
	東通村	1, 2	203.14			
	(飛砂)		(133.66)			
	(防風)		(50.09)			
	(保健)		(172.67)			
	(史跡名勝)		(18.11)			
佐井村	51, 52-1, 53-1	35.10				
合計		254.30				
(飛砂)		(133.66)				
(防風)		(50.09)				
(干害)		(16.01)				
(保健)		(188.68)				
(史跡名勝)		(18.11)				

単位 面積：h a

	森林の所在		面積	施業方法		備考				
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他					
国 定 公 園 第 3 種 特 別 地 域	むつ市 (水かん) (砂防)	旧むつ市 214, 216-1 旧川内町 65 旧脇野沢村 1	81.12 (2.44) (3.45)	本計画書Ⅱの第7(1)の 【自然公園】の表による。						
	大間町 (飛砂)	35	5.92 (5.39)							
	佐井村 (土崩)	50, 51, 53-1	118.73 (2.34)							
	合計 (水かん) (土崩) (飛砂) (砂防)		205.77 (2.44) (2.34) (5.39) (3.45)							
	国 定 公 園 普 通 地 域	むつ市 (保安施設) (砂防)	旧脇野沢村 1				10.74 (0.12) (0.13)	文化財保護法による。		
	佐井村 (土流) (土崩)	52-1, 53-1	21.48 (0.02) (12.47)							
合計 (土流) (土崩) (保安施設) (砂防)		32.22 (0.02) (12.15) (0.12) (0.13)								
史跡 名勝 天然 記念 物	東通村 (防風) (国定二)	1, 2	18.11 (8.92) (9.19)	文化財保護法による。						
合計 (防風) (国定二)		18.11 (8.92) (9.19)								
急傾 斜地 崩壊 危険 区域	むつ市 大間町 東通村 合計	旧脇野沢村 1, 2, 8 42 150	7.80 1.45 1.18 10.43				急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律によ る。			

* 箇所別細部は、森林簿による。

2 その他必要な事項

(1) 制限林以外の森林の整備・保全に関する事項

林地開発許可制度の適正な実施、当該制度の一層の浸透により森林の残置及び造成の確保を図り、森林の有する公益的機能の維持発揮のための森林の整備及び保全を確保します。

(2) 公有林の整備に関する事項

県民環境林や市町村有林など地域の模範となる公有林の整備を適時適切に推進することとします。

(附)参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha,比率:%

区 分	区域面積①	森 林 面 積			森林比率	
		総数②	国有林	民有林	$\frac{\text{②}}{\text{①}} \times 100$	
総数	141,612	117,833	86,051	31,782	83.2	
市 町 村 別 内 訳	むつ市	86,420	73,511	58,393	15,118	85.1
	大間町	5,209	3,871	3,280	591	74.3
	東通村	29,532	21,517	7,608	13,909	72.9
	風間浦村	6,946	6,537	5,204	1,333	94.1
	佐井村	13,505	12,397	11,566	831	91.8

注1 区域面積は、国土地理院(令和5年7月1日現在)

2 国有林面積は、林野庁所管面積(ただし、官行造林の「計画外地」を除きます。)

3 民有林面積は、森林法第5条で対象とする面積です。

4 単位未満を四捨五入としているため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

(2) 地況

ア 気 候

観 測 地	気 温 (°C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 高 積 雪 量 (cm)	平均風速 (m/s)	備 考
	最高	最低	年平均				
大間	13.1	7.4	10.2	1,138.3	32.6	3.5	
むつ	14.1	5.6	9.9	1,383.1	63.4	2.7	
小田野沢	13.1	5.7	9.6	1,330.1	-	2.8	
脇野沢	13.4	6.7	10.0	1,360.7	71.3	2.6	

注)1 気象庁アメダスデータ

2 1993～2022年までの平年値

イ 地 勢

本県の下北半島に所在するむつ市ほか1町3村を含む地域で、朝比奈岳(874m)、釜臥山(879m)等から成る恐山火山地。燧岳(781m)を中心とする中部火山地。桑畑山(400m)、片崎山(301m)などの山地や丘陵地を含む東部山地及び縫道石山(626m)等の500～600mの山地を中心とし、部分的に海岸段丘が発達している西部山地の4つに区分されます。

主な河川は、田名部川が東部山地から、川内川が恐山火山地から陸奥湾に注ぎ、大畑川が同山地から津軽海峡に注いでいます。

ウ 地質、土壌

地質的には、半島頭部と頸部に大別され、前者は第四紀火山で、東北地方の脊梁山脈最北端の隆起帯に相当します。後者は、尻屋崎から吹越烏帽子に連なる細長い隆起帯を中心とし、第三紀以降継続した浅海堆積物によって覆われています。

半島頭部は、下位より緑色凝灰岩類、黒色硬質更岩、凝灰岩、安山岩及び集塊岩の順に重なる第三紀層から成っています。そのほか、恐山、燧岳から噴出した安山岩類とそれに伴った火山砕屑物等から成っています。また、海岸に接した丘陵・台地には段丘堆積物が発達しています。

土壌は、半島頭部では、褐色森林土が大部分を占め、一部ヒバ林地帯を主にポドゾル化土壌が分布し、半島頸部は黒色土壌で占められています。

(3) 土地利用の現況

単位 面積:ha

区分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畑		
総数	141,612	117,833	5,600	1,587	4,015	18,179	
市町村別内訳	むつ市	86,420	73,511	3,140	974	2,170	9,769
	大間町	5,209	3,871	334	45	289	1,004
	東通村	29,532	21,517	1,810	518	1,290	6,205
	風間浦村	6,946	6,537	12	6	6	397
	佐井村	13,505	12,397	304	44	260	804

注1 総数は、国土地理院(令和5年7月1日現在)

2 農地面積は、作物統計(令和4年)

3 単位未満を四捨五入としているため、総数と内訳が一致しない場合があります。

(4) 産業別生産額

単位:百万円

区分	市町村内総生産	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		総額	農業	林業	水産業			
総数	211,068	7,217	1,833	427	4,957	23,440	180,411	
市町村別内訳	むつ市	166,993	3,831	1,409	201	2,221	15,571	147,591
	大間町	14,043	882	26	8	848	1,913	11,248
	東通村	21,278	1,965	388	184	1,393	4,518	14,795
	風間浦村	3,817	187	0	19	168	895	2,735
	佐井村	4,937	352	10	15	327	543	4,042

注1 県統計分析課「市町村経済計算」(令和元年度)

2 市町村内総生産は帰属利子控除後であるため、各産業別純生産額の総和より過少となります。

(5) 産業別就業者数

単位 人数:人

区分	合計	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		総数	農業	林業	漁業			
総数	33,916	3,390	763	248	1,940	6,966	23,560	
市町村別内訳	むつ市	26,252	1,386	524	187	620	5,140	19,726
	大間町	2,473	612	12	6	516	609	1,252
	東通村	3,431	960	211	27	500	847	1,624
	風間浦村	859	199	10	7	152	156	504
	佐井村	901	233	6	21	152	214	454

注1 総理府「国勢調査報告」(令和2年度)

第2次産業 = 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第3次産業 = 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されるものを除く)

2 合計には「分類不能の産業」を含むため、内訳を合計しても総数には一致しません。

(2) 制限林普通林別森林資源表

単位 面積:ha、蓄積:1,000m3

区分	総数	立木地																				無立木地		更新 困難地			
		人工林									天然林											伐採跡地	未立木地				
		総数			育成単層林			育成複層林			総数			育成単層林			育成複層林			天然生林総数							
		総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数		針	広	跡地
総数	面積	31,782	16,345	16,190	155	15,870	15,782	88	475	408	67	14,555	2,251	12,304	-	-	-	602	172	430	13,953	2,079	11,874	882	495	387	-
	蓄積	7,260	5,092	5,074	18	5,025	5,014	11	66	60	7	2,168	550	1,618	-	-	-	73	29	44	2,095	521	1,574	-	-	-	-
制限林	面積	4,483	2,808	2,751	57	2,571	2,548	23	236	202	34	1,614	184	1,431	-	-	-	50	11	39	1,565	173	1,392	61	2	59	-
	蓄積	958	714	709	6	687	684	2	28	24	3	244	49	195	-	-	-	6	2	4	238	47	191	-	-	-	-
普通林	面積	27,299	13,537	13,439	98	13,299	13,233	65	238	206	33	12,940	2,068	10,873	-	-	-	552	161	391	12,388	1,907	10,482	821	494	328	-
	蓄積	6,302	4,377	4,365	12	4,339	4,330	9	39	35	3	1,924	501	1,423	-	-	-	68	28	40	1,857	474	1,383	-	-	-	-

注 単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳が一致しない場合があります。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積:ha、材積:1,000m³

区 分	総数	立 木 地																								無立木地			更新 困難 地			
		総 数									人 工 林									天 然 林										総数	伐採 跡地	未立 木地
		総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林												
		総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広							
総 数	面積	31,782	30,900	18,441	12,459	16,345	16,190	155	15,870	15,782	88	475	408	67	14,555	2,251	12,304	-	-	-	602	172	430	13,953	2,079	11,874	882	495	387			
	材積	7	7	6	2	5	5	0	5	5	0	0	0	0	2	1	2	-	-	-	0	0	0	2	1	2	-	-	-	-		
むつ市	面積	15,118	14,636	8,792	5,844	8,094	8,018	76	7,939	7,878	61	155	140	15	6,542	774	5,768	-	-	-	297	70	228	6,245	705	5,541	482	385	96	-		
	材積	3	3	3	1	3	3	0	3	3	0	0	0	0	1	0	1	-	-	-	0	0	0	1	0	1	-	-	-	-		
大間町	面積	591	581	314	267	225	221	4	222	219	4	3	3	-	356	93	263	-	-	-	86	29	57	270	64	207	10	-	10	-		
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	
東通村	面積	13,909	13,532	8,066	5,466	6,841	6,774	67	6,535	6,519	16	306	254	52	6,691	1,292	5,399	-	-	-	63	37	26	6,628	1,255	5,373	377	110	267			
	材積	3	3	2	1	2	2	0	2	2	0	0	0	0	1	0	1	-	-	-	0	0	0	1	0	1	-	-	-	-		
風間浦村	面積	1,333	1,321	753	568	697	695	1	689	688	1	8	7	0	625	57	567	-	-	-	105	22	83	520	35	484	12	-	12	-		
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-		
佐井村	面積	831	830	516	314	489	482	8	485	478	8	4	4	-	341	34	306	-	-	-	50	13	37	290	21	269	2	-	2	-		
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	

注 単位未満を四捨五入する関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積:ha、蓄積:1,000m³

区	分	総数	立 木 地																					無 立 木 地			更新 困難地		
			人 工 林									天 然 林									総 数	伐採跡地	未立木地						
			総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林						天 然 生 林					
			総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広				総 数	針	広			
総	数	面積	31,782	16,345	16,190	156	15,870	15,782	88	475	408	67	14,555	2,251	12,304	-	-	-	602	172	430	13,953	2,079	11,874	882	495	387	-	
		蓄積	7,260	5,092	5,074	18	5,025	5,014	11	66	60	7	2,168	550	1,618	-	-	-	73	29	44	2,095	521	1,574	-	-	-	-	
公 有 林	総 数	面積	5,124	3,475	3,457	19	3,375	3,365	10	100	92	8	1,400	194	1,207	-	-	-	100	18	82	1,301	176	1,125	249	181	68	-	
		蓄積	1,192	996	994	2	976	975	1	20	20	1	196	46	150	-	-	-	11	3	8	184	43	141	-	-	-	-	
	県有林	面積	2,162	2,077	2,077	1	2,047	2,047	1	30	30	-	77	18	59	-	-	-	-	-	-	77	18	59	8	-	8	-	
		蓄積	570	560	560	0	556	556	0	4	4	-	10	2	8	-	-	-	-	-	-	10	2	8	-	-	-	-	
	市町村 有林	面積	2,814	1,367	1,350	17	1,297	1,288	9	70	62	8	1,205	173	1,032	-	-	-	99	17	82	1,107	156	951	241	181	60	-	
		蓄積	593	425	423	2	409	408	1	16	15	1	169	43	125	-	-	-	11	3	8	157	40	117	-	-	-	-	
		財産区 有林	面積	148	30	30	-	30	30	-	-	-	-	118	3	115	-	-	-	1	1	-	117	2	115	0	-	0	-
		蓄積	28	11	11	-	11	11	-	-	-	-	18	1	17	-	-	-	0	0	-	17	1	17	-	-	-	-	
私 有 林	総 数	面積	26,658	12,870	12,733	137	12,496	12,417	78	375	316	59	13,154	2,057	11,097	-	-	-	502	154	348	12,652	1,904	10,749	633	314	319	0	
		蓄積	6,067	4,095	4,080	16	4,050	4,040	10	46	40	6	1,972	504	1,468	-	-	-	62	26	36	1,910	478	1,433	-	-	-	-	
	機 構 造 林	面積	94	93	93	0	93	93	0	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	
		蓄積	28	28	28	0	28	28	0	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	
	会 社 有 林	面積	2,202	902	897	5	899	894	5	3	3	-	1,247	119	1,128	-	-	-	8	3	6	1,239	117	1,122	53	15	38	-	
		蓄積	437	275	275	0	275	274	0	1	1	-	162	28	134	-	-	-	1	0	1	161	28	133	-	-	-	-	
	そ の 他 法 人 有 林	面積	2,301	1,137	1,116	21	1,094	1,076	17	43	40	3	1,143	209	934	-	-	-	13	8	5	1,130	201	929	21	11	10	-	
		蓄積	483	316	314	2	309	308	1	7	7	0	167	48	119	-	-	-	2	1	1	165	46	119	-	-	-	-	
個 人 有 林	面積	22,060	10,739	10,627	112	10,410	10,354	56	329	273	56	10,763	1,729	9,034	-	-	-	481	143	337	10,282	1,586	8,696	559	288	270	-		
	蓄積	5,119	3,476	3,463	14	3,438	3,430	8	38	33	6	1,643	428	1,215	-	-	-	59	25	34	1,584	403	1,181	-	-	-	-		

注 その他法人有林には、社寺有林、森林組合有林を含む。個人有林には、部落有林、共有林、その他を含む。

(5) 制限林の種類別面積

単位 面積:ha

区分	総数	保安林													自然公園											自然環境全域特別地区	鳥獣特別保護地区	史跡名勝天然記念物	急傾地崩壊危険地区	その他									
		総数	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	飛砂防備	防風	潮害防備	干害防備	なだれ	落石防止	防火	魚つき	保健	風致	保安施設地区	砂防指定地	国立公園					国定公園								県立自然公園								
																		総数	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	総数	特別保護地区						第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	総数	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域
総数	(609)	(337)		(0)	(7)							(7)	(324)		(0)	(4)	(0)			(0)				(248)			(200)	(36)	(13)							(18)		(1)	
	4,483	4,017	462	2,622	98	479	144	11	77	1	0	-	123	-	0	171	0	-	-	-	-	0	282	-	37	54	170	19	-	-	-	-	-	-	-	1	10	1	
むつ市	(92)	(46)										(7)	(39)		(0)	(2)	(0)			(0)			(44)			(16)	(28)	(0)											
	1,881	1,639	393	924	6	34	92	-	67	1	-	-	123	-	0	132	0	-	-	-	-	0	101	-	37	0	53	10	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	
大間町	(5)																						(5)			(5)													
	9	5	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
東通村	(483)	(281)			(6)								(274)										(184)			(184)											(18)		
	2,312	2,286	69	1,651	65	439	52	11	-	-	0	-	0	-	-	4	-	-	-	-	-	-	19	-	-	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
風間浦村	(3)	(0)		(0)	(0)											(2)																						(1)	
	69	52	-	40	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
佐井村	(26)	(11)		(0)									(11)										(15)			(0)	(2)	(12)											
	212	34	-	8	15	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	18	-	-	-	-	-	-	160	-	-	35	116	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注 ()は重複で外数です。

単位未満を四捨五入する関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

(6) 樹種別材積表

単位 材積:1,000m³

林種 \ 樹種	スギ	アカマツ	クロマツ	ヒバ	カラマツ	その他針	広葉樹
総 数	4,456	732	329	45	61	1	1,636
人 工 林	4,456	290	253	13	61	1	18
天 然 林	—	442	76	32	—	—	1,618

注 地域森林計画資料

(7) 特定保安林の指定状況

当計画区では該当ありません。

(8) 荒廃地等の箇所数

単位 箇所

区 分	山地災害危険地区				海岸浸食 危険地 (km)	備考
	山腹崩壊 危険地区	崩壊土砂流出 危険地区	地すべり 危険地区	計		
総 数	49	83	6	138	20.9	
市 町 村 別 内 訳	む つ 市	21	26	2	49	1.7
	大 間 町	0	0	0	0	—
	東 通 村	12	26	0	38	19.2
	風 間 浦 村	11	22	1	34	—
	佐 井 村	5	9	3	17	—

注 県林政課資料

(9) 森林の被害

単位 面積:ha

種類	火災			潮害			雪害			凍結			獣害		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
総数	—	—	0.32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.46	0.23	0.00
市町村別 内枠	むつ市	—	—	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	0.36	0.23	—
	大間町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	東通村	—	—	0.31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	風間浦村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	佐井村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.10	—	—

注 県林政課資料によります。

(10) 防火線等の整備状況

当計画区では該当ありません。

3 林業の動向

(1) 保有山林面積規模別経営体数

単位:経営体

区分	総数	5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上	
総数	90	18	31	33	8	
市町村別内訳	むつ市	27	6	8	8	5
	大間町	0	-	-	-	-
	東通村	63	12	23	25	3
	風間浦村	0	-	-	-	-
	佐井村	0	-	-	-	-

注 農林水産省「2020年農林業センサス」

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 人数:人,面積:ha

区分	総数		公有林		私有林		
	人数	面積	人数	面積	人数	面積	
総数	631	5,073	16	558	615	4,516	
市町村別内訳	むつ市	275	2,726	8	244	267	2,482
	大間町	7	420	1	174	6	247
	東通村	108	1,257	1	72	107	1,185
	風間浦村	115	383	4	49	111	334
	佐井村	126	287	2	19	124	268

注1 県林政課資料(令和5年3月31日現在)

2 平成30年度から令和4年度までの5ヶ年の計画認定分

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積:ha

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考	
	件数	面積	件数	面積		
総数	0	0	0	0		
市町村別内訳	むつ市	-	-	-	-	
	大間町	-	-	-	-	
	東通村	-	-	-	-	
	風間浦村	-	-	-	-	
	佐井村					

注1 件数欄には、策定した経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の数を記載する。

2 国有林森林計画にあつては記載を要しない。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現状

ア.構成

単位 員数:人,金額:千円,面積:ha

市町村別	組合別	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有 森林面積	備考	
森林組合	総数	1,967	12	192,793	15,467		
	むつ市 下北地方	1,422	7	106,285	10,739		
	東通村 東通村	545	5	86,508	4,728		
生産森林組合	総数	415	0	116,654	1,673		
	むつ市	大湊町	29	-	418	24	
		城ヶ沢	48	-	24,824	231	
		木野部	72	-	1,532	27	
		銀杏木	44	-	5,880	80	
	東通村	石持	27	-	330	197	
		砂子又	16	-	1,080	322	
		目名	38	-	67,730	648	
		鹿橋	21	-	6,495	68	
		白糠	94	-	3,744	32	
蒲野沢		26	-	4,621	44		

注 県団体経営改善課資料(令和5年3月31日現在)

市町村別欄は、各組合の事務所所在地を表示。

イ.森林組合の事業内容及び活動状況等

単位 取扱高:千円,人員:人,日数:日

組合名	主要事業取扱高				作業班		
	販売	林産	加工	森林整備	実人員	就労延日数	平均日数
総数(2組合)	22,460	248,394	65,290	440,452	38	9,984	263

注 県団体経営改善課資料(令和5年3月31日現在)

(5) 林業事業体等の現況

単位:事業体

区分	造林業	素材生産業	木材卸売業 (うち素材 市売市場)	木材・木製品 製造業	その他	
総数	10	10	1	11	-	
市町村別 内訳	むつ市	7	8	1	6	-
	大間町	-	-	-	1	-
	東通村	1	1	-	1	-
	風間浦村	-	-	-	3	-
	佐井村	2	1	-	-	-

注1 県林政課資料

2 一事業体が複数の業務を行っている場合、それぞれ該当する欄に計上した。

3 木材・木製品製造業は「H28経済センサス」(経済産業省)

(6) 林業労働力の概況(林業就業者数の動向)

単位 人数:人、率:%

区分		平成22年 (A)	平成27年 (B)	令和2年 (C)	増減率 $\frac{C-A}{A}$	増減率 $\frac{C-B}{B}$
総数		321	273	236	△ 26.5	△ 13.6
市 町 村 別 内 訳	む つ 市	221	193	176	△ 20.4	△ 8.8
	大 間 町	16	8	6	△ 62.5	△ 25.0
	東 通 村	43	36	27	△ 37.2	△ 25.0
	風 間 浦 村	14	11	7	△ 50.0	△ 36.4
	佐 井 村	27	25	20	△ 25.9	△ 20.0

注 総理府「国勢調査報告」(令和2年度)

(7) 林業機械化の概況

単位:台

区 分	総 数	公 有 林	森林組合	会 社	個 人	そ の 他	備 考
索道	0	-	-	-	-	-	
集材機	0	-	-	-	-	-	
モノケーブル	0	-	-	-	-	-	ジグザグ集材機
リモコンウインチ	0	-	-	-	-	-	無線操縦等による木寄せ機
自走式搬器	1	-	-	1	-	-	リモコン操作による巻上げ搬器
モノレール	0	-	-	-	-	-	
運材車	13	-	1	12	-	-	林内作業車
集材用トラクター	9	-	1	8	-	-	
育林用トラクター	1	-	-	1	-	-	主として地帯等の育林作業用
苗畑用トラクター	5	-	-	5	-	-	
動力枝打機	2	-	-	2	-	-	自動木登式
動力枝打機	0	-	-	-	-	-	背負い式等
フォークリフト	3	-	-	3	-	-	
フォークローダ	1	-	-	1	-	-	
トラッククレーン	1	-	-	1	-	-	
クレーン付トラック	7	-	-	7	-	-	
グラップル付作業車	8	-	4	4	-	-	
グラップル付トラック	11	-	-	11	-	-	
トラクタショベル	1	-	-	1	-	-	搬出、育林用等に係る土工用
ショベル系掘削機械	6	-	-	6	-	-	搬出、育林用等に係る土工用
チェーンソー	172	5	29	138	-	-	
刈払機	131	9	22	100	-	-	携帯式刈払機
植穴掘機	17	-	-	17	-	-	
樹木粉碎機	4	1	-	3	-	-	伐倒木、伐根、枝条等を粉碎
グラップルソー	1	-	-	1	-	-	自走式玉切機
計	394	15	57	322	0	0	

注 県林政課資料(令和3年3月31日現在)

《高性能機械》

フェラーバンチャ	1	-	-	1	-	-	伐倒機
スキッド	1	-	1	-	-	-	けん引式集材機
プロセッサ	19	-	1	18	-	-	造材機
ハーベスタ	11	-	4	7	-	-	伐倒造材機
フォワーダ	26	-	4	22	-	-	積載式集材車両
タワーヤーダ	0	-	-	-	-	-	タワー付き集材機
スイングヤーダ	3	-	1	2	-	-	旋回ブーム式タワー付き集材機
その他の高性能林業機械	18	-	1	17	-	-	上記以外の高性能林業機械
計	79	0	12	67	0	0	

注 県林政課資料(令和4年3月31日現在)

(8) 作業路網等の整備の概況

〔作業道開設実績〕

単位：m

区 分	H30	R1	R2	R3	R4	
総数	7,109	-	4,598	2,095	3,300	
市 町 村 別 内 訳	む つ 市	3,824	-	4,598	2,095	3,300
	大 間 町	-	-	-	-	-
	東 通 村	2,513	-	-	-	-
	風 間 浦 村	772	-	-	-	-
	佐 井 村	-	-	-	-	-

注 県林政課資料

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³、実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	195	245	440	486	142	628	249.2	58.0	142.7
針 葉 樹	136	245	381	467	142	609	343.4	58.0	159.8
広 葉 樹	59	—	59	19	—	19	32.2	—	32.2

注1 計画欄は、前計画の前半5か年分に対応する計画量

2 実行欄は、前計画の前半5か年分の実行量

(2) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計 画	実 行	実 行 歩 合
4,553	2,629	57.7

注 (1)の注に同じ

(3) 人工造林、天然更新別面積 単位 面積：ha、実行歩合：%

人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
1,095	240	21.9	687	47	6.8

注 (1)の注に同じ

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km、箇所：箇所数、実行歩合：%

区 分		計 画	実 行	実 行 歩 合
開 設	新設延長(km)	30.4	0.0	0.0
	改築延長(km)	—	—	—
拡 張	改良箇所(箇所)	45	0	0.0
	舗装延長(km)	6.1	0.0	0.0

注 (1)の注に同じ

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

区 分	計画期末面積	実 績	
		面積	実行歩合
総 数 (実 面 積)	4,162	4,161	99.9
水源涵養のための保安林	518	503	97.1
災害防備のための保安林	3,439	3,453	100.4
保健、風致の保存等のための保安林	464	462	99.5

注 (1)の注に同じ

イ 保安施設地区の指定 単位 面積：ha、実行歩合：%

面 積		
計 画	実 行	実 行 歩 合
—	—	—

注 (1)の注に同じ

ウ 治山事業の数量 単位 箇所:箇所数、実行歩合：%

箇 所		
計 画	実 行	実 行 歩 合
12	9	75.0

注 (1)の注に同じ

(6) 要整備森林の施業の区分別面積

当計画区では該当ありません。

5 林地の異動状況(森林計画の対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積:ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地及び その付帯地	採石採土地	その他	合計
13.92	1.22	9.52	9.39	38.70	82.27

注 平成30年度～令和4年度の異動状況

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積:ha

原野	農用地	官行造林	その他	合計
0	0	0	155.56	155.56

注 平成30年度～令和4年度の異動状況

6 森林資源の推移
(1) 分期別伐採立木材積等

分期	単位面積: ha、材積: 千m3、延長: km								
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	536	626	603	793	675	616	503	427
	針葉樹	450	557	504	707	602	535	442	382
木材積	総数	86	69	99	86	73	81	61	45
	針葉樹	321	415	506	754	637	565	460	346
積	伐間	235	346	407	668	564	484	399	301
	伐	86	69	99	86	73	81	61	45
造林面積	総数	215	211	97	39	38	51	43	81
	針葉樹	215	211	97	39	38	51	43	81
林道開設延長	総数	2,321	1,695	1,886	2,737	2,404	2,076	1,856	1,374
	人工造林	1,585	1,460	1,445	1,937	1,676	1,477	1,239	921
面	天然更新	736	235	441	800	728	599	617	453
	林道開設延長	177	208						

変更数量 0.75798 0.24202
天然更新 442.2 141.2

(2) 分期別期首資源表

区分	総数	単位面積: ha、材積: 千m3										
		1、2齡級	3、4齡級	5、6齡級	7、8齡級	9、10齡級	11、12齡級	13、14齡級	15齡級以上	材積		
第I分期	総数	30,899	531	1,047	1,303	3,113	4,362	6,560	8,787	5,196	7,260	
	人	16,345	359	510	727	1,901	3,444	4,173	3,520	1,711	5,092	
	工	15,868	333	404	683	1,865	3,420	4,128	3,376	1,659	5,023	
	林	477	26	106	44	36	24	45	144	52	69	
	天然	14,554	172	537	576	1,212	918	2,387	5,267	3,485	2,168	
第II分期	総数	0	0	0	12	13	18	88	238	232	73	
	人	601	0	0	12	13	18	88	238	232	73	
	工	13,953	172	537	564	1,199	900	2,299	5,029	3,253	2,095	
	林	31,693	3,569	531	1,040	1,281	3,032	4,267	6,257	11,716	7,147	
	天然	17,753	2,859	359	503	705	1,866	3,389	3,983	4,089	5,051	
第III分期	総数	16,916	2,785	333	360	570	1,736	3,312	3,908	3,912	4,769	
	人	837	74	26	143	135	130	77	75	177	282	
	工	13,940	710	172	537	576	1,166	878	2,274	7,627	2,096	
	林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	天然	1,001	85	0	0	13	117	86	135	565	177	
第IV分期	総数	12,939	625	172	537	563	1,049	792	2,139	7,062	1,919	
	人	31,612	4,175	3,569	522	1,021	1,241	2,932	4,050	14,102	6,335	
	工	18,153	3,195	2,859	350	486	689	1,835	3,228	5,511	4,371	
	林	16,956	3,115	2,785	276	246	482	1,649	3,119	5,284	4,015	
	天然	1,197	80	74	74	240	207	186	109	227	356	
第V分期	総数	13,459	980	710	172	535	552	1,097	822	8,591	1,964	
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	工	1,401	100	85	0	0	79	223	127	787	234	
	林	12,058	880	625	172	535	473	874	695	7,804	1,730	
	天然	31,731	4,035	4,175	3,544	507	977	1,202	2,810	14,481	5,807	
第VI分期	総数	18,353	2,967	3,195	2,837	336	478	676	1,766	6,098	3,916	
	人	16,796	2,878	3,115	2,666	192	187	423	1,541	5,794	3,482	
	工	1,557	89	80	171	144	291	253	225	304	434	
	林	13,378	1,068	980	707	171	499	526	1,044	8,383	1,891	
	天然	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第VII分期	総数	1,801	114	100	101	0	81	152	313	940	292	
	人	11,577	954	880	606	171	418	374	731	7,443	1,599	
	工	32,015	2,872	4,035	4,160	3,491	487	940	1,146	14,884	5,943	
	林	18,554	2,064	2,967	3,183	2,793	331	469	653	6,094	4,032	
	天然	16,636	1,952	2,878	3,049	2,475	165	130	372	5,615	3,516	
第VIII分期	総数	1,918	112	89	134	318	166	339	281	479	516	
	人	13,461	808	1,068	977	698	156	471	493	8,790	1,911	
	工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	林	2,201	122	114	119	134	34	166	289	1,223	353	
	天然	11,260	686	954	858	564	122	305	204	7,567	1,558	

7 その他

(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

単位 材積:千m³

主伐(皆伐)上限量の目安
186

【主伐(皆伐)上限量の目安の計算式(年間)】

$$E = Z_w + (V_w - V_n) / T_a$$

E: 伐採(皆伐)材積の目安

T_a: 更新期間

Z_w: 対象森林の期首時の年間成長量

V_w: 対象森林の期首時の立木材積

V_n: 基準立木材積(対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2)

【対象森林】

(1) 公益的機能別施業森林以外の森林のうち、木材等生産機能維持増進森林である森林

(2) 水源涵養機能維持増進森林のうち、他の公益的機能別施業森林と重複していない森林

第2表 持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率:% 材積:千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	186	182	369
90	168		350
80	149		331
70	130		313
60	112		294
50	93		275
40	75		257
30	56		238
20	37		219
10	19		201

【持続的伐採可能量の計算式(年間)】

$$E_a = E \times A$$

E_a: 持続的伐採可能量

A: 再造林率

※間伐立木材積は地域森林計画Ⅱの第6の1に定める計画量を記載する。

(2)用語の説明

五十音順

用語	説明
育成単層林	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のことです。
育成複層林	森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のことです。
一貫作業システム	低コスト造林のため、伐採から植栽まで同時に行う作業システムのことです。
枝打ち	主に無節の価値の高い材を生産するために林木の枝をその付け根付近で切り落とす作業です。 一般に成長に応じて間断的に実施します。
皆伐	主伐の一種で、一定範囲の樹木を一斉に全部、又は大部分を伐採することです。
架線作業システム	林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積する作業の仕組みです。
下層木	樹冠が2段以上の階層状構造をなしている森林で、上層樹冠を形成している木に対して、下層に生育している林木のことをいいます。
刈出し	天然生稚樹の周囲を刈り払い、生育を促進する作業のことです。
間伐	育成段階にある森林において樹木の込み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業で、この作業により生産された木材を間伐材といいます。 一般に、除伐後から主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施します。
機械作業システム	伐出作業や育成作業における各工程の機械による作業の仕組み(機械の組合せ)のことです。 伐出作業においては、集材距離、傾斜の度合い、伐採作業現場の大きさ、集中・分散の度合いによって変わります。
郷土樹種	長い期間の自然淘汰によって、それぞれの地方や立地環境によく適応し自然状態で分布している樹種のことです。
切土	地盤より上方にある土砂等をかき落とし、又は切り崩す作業により切り取った土砂のことです。
禁伐	樹木の伐採を禁止することです。
更新	伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林により更新樹種を育成し、再び立木にすることです。
更新樹種	植栽木、天然下種等により発生する稚樹及びぼう芽のうち将来の林冠を構成する樹種です。
高性能林業機械	一機種で、伐倒・枝払い・造材・集材のうち、2工程以上の多工程処理を行う車両系又は架線系の林業用機械のことです。
広葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、針葉樹に対する語です。被子植物、双子葉類に属する樹木のことです。
コンテナ苗	専用のコンテナで育てる根鉢付きの苗のことで、従来の苗と比較して、活着率が良く、植栽に要する時間が短いなどのメリットを有する苗のことです。
材積	立木又は造材された丸太、さらに製材された木材の体積のことです。立木では樹皮を含みますが、丸太では含みません。 単位は立方メートルで表示します。

用語	説明
市町村森林整備計画	森林法第10条の5の規定に基づき、市町村長が計画的、かつ、長期的視点にたつて、適切に林業経営、森林施業を推進するためにたてる造林から伐採までの森林施業に関する総合的な計画のことです。 森林の持続可能な管理を実現するマスタープランと位置付けられています。
下刈り	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木等を刈り払う作業のことです。
樹下植栽	上木のある状態で、その木の下に苗木を植栽することをいいます。 本県では下木の樹種として、ヒバを植栽することが多くなっています。
樹冠	樹木の葉と枝の集まりの範囲のことです。
樹冠疎密度	林地面積に対する樹冠投影面積の占める比率のことです。 おおむね16年生以上の林分において利用します。
主伐	利用期に達した樹木を伐採し収穫することです。
上層木	樹冠が2段以上の層状をなしている森林で、下層の木に対して上層の木のことで す。
植生	ある区域に集まって生育している植物の全体のことです。 自然植生、現存植生などと使い分けします。
除伐	一般に下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に行われる造林目的以外の樹種等を取り除く作業のことです。
人工造林	苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成すること です。
針葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、広葉樹に対する語です。 スギ、マツ類ヒバなど、林業上重要な樹種が多く、二酸化炭素の吸収量は広葉 樹を大きく上回ります。
森林	森林法第2条で、「木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立 木竹」、「前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地」ただし、「主とし て農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの土 地の上にある立木竹除く」と定義付けられています。
森林経営管理制度	適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、意欲と能力のある 林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理 を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森 林の適切な管理の両立を図る制度です。
森林経営計画	「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の 経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保 護について作成する5年を1期とする計画です。
森林機能区分	森林を、その森林の地形、地質、土壌その他の自然条件、林況等に対する評価 因子をもとに、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形 成機能、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産機能の機能 に区分したものです。
森林作業道	間伐をはじめとする森林整備、木材の取材・搬出のために用いられ、主として林 業機械の走行を想定した道のことで
森林生産力	森林の主に木材を生産する能力(ポテンシャル)のことです。
森林施業	目的とする森林を造成、維持するために行う造林、保育、間伐、伐採等の一連の 森林に対する行為のことです。

用語	説明
森林簿	森林計画図の林小班ごとに、面積、樹種、林齢、材積森林の機能区分等の林況を表示している簿冊のことです。
森林保健施設	「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第2条第2項第2号の規定により、森林の有する保健機能を高度に発揮させるため公衆の利用に供する施設のことです。休養施設、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設、宿泊施設があります。
スキッダ (牽引式集材機)	丸太の一端をグラップルで吊り上げて土場まで地曳集材する集材専用の自走式機械のことです。
制限林	法令により施業について制限を受けている森林のことです。 保安林、砂防指定地、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく特別保護地区、自然公園法に基づく特別地域等があります。
施業実施協定	森林所有者等が自発的意志に基づき、市町村の長の認可を受けて締結する10年間の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する協定のことです。
施業体系	目的とする森林を造成、維持するため造林から保育、間伐、伐採までの一連の森林施業について、林齢、成立本数、樹高、胸高直径、林分材積等に関する各施業の実施すべき判断の基礎となるものです。
造林	林地に森林を仕立てることです。 造林の方法には人工造林と天然更新があります。
択伐	主伐の一種で、経営目的に到達し収入を期待できるものや成長が衰え始めたもの、材質に欠点があるものなどを抜き伐ることです。
タワーヤーダ (タワー式集材機)	簡便に架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機のことです。
単木択伐	択伐作業の一種で、立木の伐採が、森林及びその周辺における自然環境に大きな変化を招くおそれが少ない程度の点状択伐のことです。
治山施設	保安林の指定の目的を達成するために必要として実施された保安施設事業(森林法第41条第1項の事業)及び地すべり防止工事(地すべり等防止法第2条第4項)により設置された施設のことです。
地質	地球の構造・歴史・地球上の生物の変遷及び地球の変化にあずかった原因・結果など、地球に関する自然現象及び状態を総括したものです。林業関係では、地球の表面層＝地殻＝を構成する物質を称し、その種類、性質又は状態を指すことが多い。大部分は岩石で、地層、堆積物、風化生成物ないし土壌をも含まれます。
長伐期施業	標準伐期齢のおおむね2倍を超える林齢で主伐を行う施業のことです。
天然下種更新	林地内に残した木(母樹)又はその側方の木から自然に落ちた種から発芽した稚樹を後継樹として森林を仕立てる方法のことです。
天然更新	天然の力によって次の世代の樹木を発生させることをいいます。種子が自然に落下し、発芽する場合(天然下種更新)と、木の根から発芽(ぼう芽)して成長する場合などがあります。
天然更新補助作業	更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇所に行う植込み等を含む造林の作業種です。
天然生林	災害、伐採などにより改変されたが、ほとんど人の手が加わらずに自然力によって再生した森林のことです。
天然林	天然の状態であって、造林・保育についてほとんど人の手が加わっていない森林のことです。
特定広葉樹	地域独特の景観や多様な生物の生息・生育環境の維持・創出を図るために必要な広葉樹として市町村森林整備計画で定めた樹種のことです。

用語	説明
特定広葉樹育成施業	特定広葉樹を主体とした地域独特の景観や多様な生物の生息・生育環境等の形成を図るための森林施業のことです。
特定保安林	森林法第39条の3の規定に基づき、農林水産大臣が指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、その機能を確保するため、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があるとして指定した森林のことです。
土壌	地殻表面の母岩が風化・崩壊したものに腐植などが加わり、気候や生物などの作用を受けて生成したものです。 水分の動態、有機物の分解合成の過程の相違によって特有の発達を示します。
ナラ枯れ被害	キクイムシの一種で巣に菌を栽培して食べて繁殖する養菌性のカシノナガキクイムシが、ナラ類の樹幹部の樹皮下から辺材に穿入し、年輪に沿って孔道を掘ることから壮・老齢木の被害では枯死に至ります。近年、日本海側の豪雪地帯で大発生しています。
伐区	もともと伐採(主伐)が行われる区域を指しますが、造林から保育、伐採までの作業が一貫して同一に行われる区域にも用いられます。
ハーベスタ (伐倒造材機)	伐倒、枝払い、集積の一連の多工程の処理を連続して行う自走式の機械のことです。
標準伐期齢	主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢等を勘案し、地域森林計画で示した指針をもとに、森林計画制度上の誘導指標として市町村森林整備計画で定める林齢のことです。 保安林の指定施業要件の基準に用いられます。
フォワーダ (積載式集材車両)	グラップルクレーンで玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械のことです。
複層林	人工更新又は天然更新により造成され、樹齢、樹高の異なる樹木により構成された森林の総称です。
複層林施業	森林を構成する林木を部分的に伐採し、苗木の植栽等を行うことにより複数の樹冠層を有する森林を造成する施業のことです。
プロセッサ (造材機)	林道や土場などで、全木集材された材の枝払い、測尺玉切りを連続して行い、玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械のことです。
保安施設事業	森林法第41条の規定に基づき、保安施設地区内において、その保安林の指定の目的を達成するために実施される森林の造成や維持に必要な事業のことです。
保安施設地区	農林水産大臣又は知事が保安施設事業を行う必要があるとして、農林水産大臣が森林法第41条の規定に基づき指定した森林です。 この地区は事業終了後、一定期間経過後保安林とみなされます。
保安林	人命や財産などを守り公共の利益を達成するために森林法に基づいて農林水産大臣または知事が指定した森林のことです。 水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致の17種類があります。
保育	植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、枝打ち、除伐等の作業の総称です。
ぼう芽	立木を伐採した後に切り株から発生する芽のことです。
ぼう芽更新	立木を伐採した後に切り株から発生した芽を成長させて森林を更新する方法のことです。

用語	説明
保健機能森林	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規定に基づき地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められた場合に、市町村森林整備計画でその地域が特定されている森林のことです。
保護樹帯	造林をする際に前生樹の一部を帯状に残して風を遮り、又は主風の方向に対して樹木を帯状に造成することによって気象害などからの被害の軽減を目的に残された又は造成された樹木の集団のことです。
母樹	優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹木のことです。母樹の集団を母樹林といいます。
ポドゾル土壌	落葉・落枝やその分解物の層で、ほとんど有機物だけから成る層が発達し、溶脱層と遊離酸化物及び腐植の集積層をもつ酸性の土壌のことです。一般に寒冷偏湿気候地下に広く生成されます。
松くい虫被害	松くい虫被害の正式な名称は「マツ材線虫病」と呼ばれるマツの伝染病です。マツを枯らす病原体は、体長1mmにも満たない「マツノザイセンチュウ」という線虫で、これを病気にかかったマツから健全なマツに媒介する虫が体長3cmほどのカミキリムシの一種である「マツノマダラカミキリ」です。マツノマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチュウがマツに侵入し、マツの樹液を止めることによってマツ枯れが発生し、まん延していきます。
要整備森林	特定保安林の区域内の私有林で、造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林です。
立木度	現在の林分の本数を当該林分の林齢に相当する期待成立本数で割った対比で10分率で表すものです。幼齢林(おおむね15年生未満)で利用します。
林業事業体	他者からの委託又は立木の購入により造林、保育、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産事業者などのことです。
林業専用道	幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する道をいい、普通自動車(10トン積程度のトラック)の走行を想定した規格・構造を有するものです。
林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設で、森林整備や木材生産を進める上での幹線となる道路です。
林班	森林の位置を明らかにし、地域森林計画の樹立及び実施の便に供するため、原則として字界、天然地形又は地物をもって区画した森林区画の単位のことです。
林齢	林分が成立(更新又は植栽)した年を1年とし、それから経過した森林の年齢のことです。

